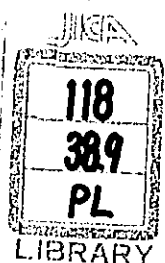


企調75-04

部内資料

東南アジア諸国の投資環境

(フィリピン編)



国際協力事業団
企画調査調整部

国際協力事業団	
受入 月日 84. 3. 22	118
	38.9
登録No01229	PL

ま え が き

去る4月21日より25日迄東京に於て「東南アジア貿易、投資、観光促進センター」主催により東南アジア各国代表出席の下に投資に関する政府間会議及び民間レベルの投資セミナーが開催された。本件会議は東南アジア開発閣僚会議のフォローアップとして開催されたものであり、域内各国の投資政策及び関連情報を交換し、今後の投資の促進に資する目的を有しているが、国際協力事業団も同会議にオブザーバーを出席せしめ、事業団の行っている投融資につき紹介につとめると共に、関係各国情報収集に努めた次第である。

本調書は出席各国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール、ヴェトナム、ラオス）代表の説明を国別に取り纏めたものであるが、執務上何等参考迄に上梓するものである。

田中企画調査調整部長

JICA LIBRARY



1045426[2]

(注)

東南アジア貿易・投資・観光促進センター
(SEAPCENTRE)

東南アジア開発閣僚会議の第3回会議(1968年)で採択され、1972年設立された国際機関で、事務所は東京にある。

創成員(国)は、インドネシア、日本、カンボジア、ラオス、マレーシア、フィリッピン、シンガポール、タイおよびウトナムである。

事業目的は、東南アジアからの輸出を促進し、東南アジア地域への投資の流入を促進し、並びに同地域への来訪、立寄り観光客の往來を増加させることである。

目 次

(フ イ リ ピ ン 編)

I	投資会議における最近の投資政策に関する 概況説明	1
II	投資セミナーにおける説明	2
III	投資セミナー資料	
	資料1 投資セミナーテキスト	15
	資料2 投資関係法	43

フ イ リ ピ ン 代 表 団

Governor Edgardo L. Jordesillas

Vice-Chairman

Board of Investment

Mr. Teodoro Pena

Chairman

Export Processing Zone Authority

I 投資会議における最近の投資政策に
関する概況説明

I 投資会議における最近の投資政策に関する概況説明

欧州、アフリカ、南米の諸国が相互の利益のために共同の組織を作っている時、東南アジアにおいても同様の組織を持つことは、至極当然であり、ASEAN（東南アジア諸国連合）及びこの SEAPCENTRE（東南アジア貿易投資観光センター）が加盟諸国共通の目的実現の為に、その役割を果たすことを期待する。

日本がこの *Seapcentre* のメンバーであることは、その工業国としての地位、技術水準、経済的安定性からして、極めて重要であり、*Centre* の目的達成に大きな役割を果たすことになる。日本はすでに、貿易の自由化、関税の引下げ、特惠条件の改善を通じて、東南アジア諸国からの輸入増大に寄与しているが、更に、不当な石油価格の値上げによる経済の打撃にもかかわらず、東南アジア地域への経済協力方針の堅持を期待したい。

世界的インフレーション、石油価格高騰、国際通貨不安などの問題に直面している今日、*Centre* 加盟国は、今まで以上に相互の協力を図って、これらの問題に対処

しなければならぬ。

フィリピンは、1972年9月21日の戒厳令発布以来秩序が維持され、政治、経済的進歩、安定が図られ、外国投資の好適地となつてきている。

フィリピン経済は、世界的景気後退下にもかかわらず1974年も成長を続け、国内及び外国投資によつて工業、冶金、鉱業、林業で引続き進展が見られた。1974年のGNPは実質成長率5.7%を記録し、国際収支の黒字は、貿易収支が石油価格高騰を理由に372.5百万ドルの赤字に転換したけれども、199百万ドルとなった。

世界的な石油危機とそれに基づく全ての輸入原材料価格の連鎖的上昇に対処するため、フィリピン政府は、1974年1月1日、全計画機関に以下のようなガイドラインを指示した。

- 1) 短期間に供給を増やし、同時にインフレ圧力を減らす対策として、食糧生産及び中小企業開発を含めた懐胎期間の短いプロジェクトへの投資を優先すること
- 2) 製産財増加分の大部分を輸出にまわすこと、観光事業を進めること及び国民貯蓄を増やすこと。

(4)

3) 外国投資、特に石油開発、森林開発及び輸出保税地域建設を含めた輸出促進策を通じて輸出プロジェクトへの投資環境を一層整備すること。

フィリピン政府は、以前から農業、鉱業、製造業、特に資本集約的で国内原材料を大量に利用する創始企業へのフィリピン資本と合併で行う外国投資を奨励してきた。

ナショナリズム的要請から、外国投資にはいくつかの制限はあるけれども、フィリピンは、外国投資の安全と利益確保に必要な促進措置と法的保護を手当てしてきた。最近では更に大統領命令と法の改正によって、促進措置の拡大と自由化の推進を通じて、より一層、外国及び国内投資を奨励している。

戒厳令による国内治安、政治、経済の安定及び投資保護、更に政府の積極策によって、近年、フィリピンへの外国投資は着しく増大している。

フィリピンの貿易状況は、世界が概して景気後退にあると考えれば、満足すべきものと言えよう。

1974年の輸出額は、1973年の18億ドルから40

%拡大して25億3千万ドルとなった。これは、伝統的な輸出品 特に木材、合板、コスラ、銅鉱石が減少したにもかかわらず記録された他方、輸入も1973年から80%以上増加して74年は29億ドルとなったが、これは、生産活動の活発化と社会基盤整備事業の推進が石油価格の上昇と含まれて原材料、機械設備の輸入を増大させたものである。種類別では生産財必需品が最大の増加を示し、金額ではおよそ1/3の695百万ドルが石油輸入に支払われた。

観光については、1973年のおよそ1.5億の120百万ドルが観光収入として得られ、41万人が来訪しうち8万人が海外在住、フィリピン人であった観光事業は、フィリピンの外貨獲得産業としては6番目に大きいものである。

Ⅱ 投資セミナーにおける説明

II 投資セミナーにおける説明

講師 リ E. L. Tordesillas, vice-chairman,

Board of Investment

2) T. Peña, chairman - administration
of Bataan Export processing zone Authority

内容

- フィリピンは 基本理念として、外国資本の流入は歓迎する。そして、具体的対策としては、三つの段階に分けて外国資本の導入政策を行っている。
- 三つの段階の内容及びそれに基づく具体的政策内容については、添付別紙の「投資セミナー用テキスト」に詳細が記されているのでそれを参照賜度し。
- 以下では、フィリピンとして、外国からの投資を特に望んでいる分野を具体的にいくつかあげることと現在特にフィリピン政府として積極的に進めている Bataan Export Processing Zone の紹介をしたい。

外国投資が期待される業務分野

- エレクトロニクス部門
- 電子計算機 (Computer) 部門
- 電力開発及び配電設備
- 送受信機械及び装置の製作
- 電機部品及び計測器機の製作

以上の分野については、特に電気・電子部門の国産化を重点政策としており、それら機器の部品も極力フィリピン国内での生産が望ましい。

但し、部品生産については、効率の点から、部品会社として独立させ、そこが大量生産をおこない、各使用会社へ配分することが望ましい。

- 機械製作部門では特にディーゼル・エンジンの生産を重点目標としている。
- 造船業 — 1977年までに220万トンの積載可能な船隻を要する。現在450万トン
- 製鉄 — 年産200万トンを目指している
- シリコン、カーバイド
- 金及び銅鉱山開発 — 現在、米国、カナダの会社が多く入っているが、今後は、日本の参加を特に望む。

- 化学分野では 特に薬品、なかでも抗生物質の生産が望まれる。
- ポリビニール及びアルコール製造 — 多くの化学分野で需要が大。
- 農業分野では大豆生産が最大目標 — 大豆は食料になると同時に副産物として油、飼料が得られる。合併会社による進出が望ましい。
- ソルガムの生産 — 日本に輸出したい。
- 海草アガアガ（寒天）の生産
- 乾燥野菜工場の建設 — 品種としては 玉ねぎ ニンニク、しいたけ（マッシュルーム） ジャガイモが有望。このうち マッシュルームについては国内用と共に輸出用の生産も希望しており 日本からの技術導入を考えている。
- 魚加工、特にイワシ加工を目標としている。

以上のほかに、輸出用産業として 靴 時計（置時計 腕時計） 衣料品等の製産会社の導入を望んでいる。

このほかに、フィリピンとしては、労働集約的かつ

製品が国内のみならず輸出にも向く産業であれば 基本的に受け入れる考えである。

Bataam Export Processing Zone (輸出保税地域) の紹介 (別添資料参照一略)

フィリピン下は、現在3~4の保税地域を建設する計画がある。保税地域は、象知のように輸出製品製作に必要な諸設備施設が完備され、又 *duty-free*, *Tax-free* の特典が与えられている輸出専門の基地である。

Bataam Export Processing Zone はこの計画の最初のもので、現在建設中であるが一部地域には、すでに企業が入り稼働している。

広さ 1900ha このうち500haが工場用 残りは住宅等 *Community Area*

工場用地は三段階に分けて建設 整備する

第一段階 ー 軽工業用

第二 " ー 中 "

第三 " ー 重 "

- 第一段階はすでに完成、立地可能であり、現在は、
第二段階が三分の二出来上がっている、
- 住宅 — 3000人労働者及び400所帯分のアパート
を用意
- 工場敷 — 受入れ計画 20 現在稼働中のもの13
準備中のもの11 本年末までに30工場が稼働
予定
- 事業規模 — 年間輸出額3億ドルを予定 現在は7億
ドル
- 日本からの進出企業 — *Tanyo Giken* (名古屋)
100% 出資で進出済 ミ菱化成が合併会社設立済
ソルトコソは工場建設中 以上のほかに3つの衣料
会社が進出確定中。

Bataan zone は東南アジア向けの輸出戦略 基地とし
て最適であり 是非日本企業の利用を願いたい。

なお 当 zone には JICA より 1974年1月及
び10月の2回にわたって *evaluation team* が派遣
され *good market* の評価がなされている。

Ⅲ 投資セミナー資料

1. 投資セミナー用テキスト

2. 投資関係法

Ⅲ 投資セミナー資料

資料1 投資セミナー用テキスト

I フィリピンの外資政策

フィリピンの憲法および関係諸法における外資導入政策の基本理念は、(1)外国投資はフィリピンの社会経済の発展を促進すること、(2)外国投資は民族系資本の代替物でなく、それを補完するものであること、(3)フィリピンの社会経済開発計画の目的にかない、かつこれを支援するような特定の経済部門に外国投資が向けられるよう、各種の奨励措置を講じる――を3本柱としている。また、これら関係法規においては、民間の海外投資に対し利潤を追求する権利を法的に賦与するとともに、投資対象の経済部門における収益を高めるため各種の奨励措置を講ずることが認められている。

フィリピンに投下される外国資本に対する処遇は、次の3段階に大別される(付図参照)。

- ① 健全な経済発展に寄与しうる経済部門への投資でさらに当該投資部門が国内資本によってまだ十分には開発されていない場合、当該投資は認可される。ただし、奨励措置は適用されない。
- ② 経済開発の優先部門に対する投資で、しかも相当の出資比率による民族資本との合併事業の形で当該投資が行われる場合、これを大いに歓迎し、奨励措置が適用される。
- ③ 当該投資が創始産業の経済部門に向けられ、かつ、30～40年以内には民族系資本との合併形態に切り替わることが約束されている場合には、100%外国所有の企業を設立することができ、奨励措置が適用される。

(I) 外資関係法規

1) 外資関係法規の整備状況

a 全部門共通の法規

外資比率が30%を超える外国投資については例外なく共和国法

5455号が適用される。同法に基づき、投資委員会が外国法人の設立を認可するうえでの基準は、(1)当該事業活動が「投資・輸出優先順位計画」相反しない、(2)自立を基調とする健全でバランスのとれた経済発展に寄与する、(3)共和国憲法および国内諸法の規定に抵触しない、(4)国内資本によりすでに十分に開発済みの分野ではない、(5)取引きを規制する独占または企業結合を助長するようなものではない—の諸点である。なお、外資比率が30%以下のものについては、事業活動の報告書を提出するだけでよい。

b 特別振興部門

イ) 経済開発優先部門の登録企業に対しては共和国法5186号すなわち投資奨励法が総合的優遇制度の適用を定めている。同法によれば「投資優先順位計画(I.P.P.)」に優先“非創始”部門と指定されている部門では、外国投資は同部門登録企業の議決権付株式の40%まで認められる。

I.P.P.に指定された優先“創始”部門の企業については、その企業が30年以内にフィリピン国籍の資格を得る(すなわち民族資本60%)のために民族資本を受入れる限り、外国人による100パーセント所有ができることになっている。総生産高の70%以上を輸出している外国企業については、フィリピン国籍資格を得るべき猶予期間が40年と定められている。以上のどのケースについても、投資委員会の決定によりその期間を10年だけ延長することができる。

ロ) 輸出振興部門に進出する登録企業に対しては、共和国法6135号すなわち輸出奨励法が奨励措置を提示している。「輸出優先順位計画」のリストAは既存の生産能力による輸出可能産品をリストアップしたものであり、リストBはまだ十分に開発されていない潜在

的輸出可能産品をその内容としている。共和国法6185号は、拡大をとまなうリストAのプロジェクトおよびリストBのプロジェクトの外国人所有権について共和国法5186号の場合と同じ原則にしたがっている。拡大をとまわないうリストAのプロジェクトの場合には、追加の外国資本(株式)投資は共和国法5455号にもとづいて登録しなければならない。

ハ) 共和国法5490号はバターン州のマリベレス輸出加工ゾーンでの投資について規定している。これによれば、同ゾーン内に立地する会社についてはその外国人所有権を100%まで認めているが、このゾーン内に設立できるのは振興対象産業だけである。

2) 最近の法規改正および更新

大統領令92号および同485号によって、最近、共和国法5186号、同5455号および同6185号が改正された。

(2) 優先産業

1) 日本の投資が期待される産業部門

フィリピンが外国投資を歓迎している分野は下記の通りである。

イ) 労働集約プロジェクト

フィリピン側として特に外国投資を求めているのは、比較的少ない資本設備を用いる労働集約的製造業部門への投資である。

ロ) 国産原材料利用プロジェクト

国産の原材料の利用ならびに同原材料副産物の利用を増加させるような分野に対する投資も同様に奨励している。

ハ) 製品部品の国産化を高めるようなプロジェクト

部品および使用原材料の多くがまだ輸入にたよっている国内市場販売製品の国産化比率をふやすような産業部門に対する外国投資を歓迎

している。投資委員会（BOI）はすでに農業、工業および輸送用機器の部品、製造分野で幾つかの合併事業の登録を行っている。

ニ) 輸出志向型プロジェクト

輸出用製品の栽培ならびに同製品の外国消費者向け加工のための合併事業も歓迎している。さらに、国内で生産される材料および国内労働力を利用するような非伝統的新輸出製品の製造に対する外国投資も奨励されている。

ホ) 中小企業開発を促進するようなプロジェクト

最終製品の部品製造を既存の各種中小企業に下請けに出せるよう各種部門を水平統合できるようなプロジェクトが奨励されている。中小企業の強化のため全国的な規模で組立業者、販売業者、（これらの多くは国際的な企業の関連会社あるいは子会社である）から中小企業への技術、経営および財政援助等のノウハウの移転を含む各種の計画、援助がなされている。

ヘ) 波及効果の期待できるプロジェクト

産業構造における各種の間隙を埋めるために、このギャップを埋める役割を果たすべき産業の開発が求められている。この観点から、既存産業部門の拡大や新部門の開発を促すプロジェクトに対する外国投資を奨励している。同様に、これらのプロジェクトによる産品を原材料として購入、使用するようなプロジェクトに対する外国投資も奨励している。

2) 外国投資指定優先部門

外国投資向けに指定されている優先部門は下記の通りである：

A 奨励措置適用部門

1. 100%出資許可部門

a) 創始部門

「投資優先順位計画（IPP）」および「輸出優先順位計画（EPP）」に“創始部門”と明記されている部門については、その株式に対して100%まで外国投資が歓迎、承認される。

“創始部門”として指定されるのは、従来から商業ベースで国内生産されていない製品、産品または原材料を製造・加工または生産（単なる組立あるいは包装だけではなく）する産業部門の場合である。これと同じく、何らかの要素、物質あるいは原材料をフィリピン国内では往來なかつた新しい別の型の原料あるいは完成品に加工・製造する意匠、公式、機構、方法、工程あるいはシステムを用いている場合にも“創始”部門として指定される。創始企業は規定年限内にフィリピン国籍資格（民族資本60%）を収取しなければならない。

b) 自由化非創始部門

需給ギャップが同部門指定後3年以内に民族系企業（資本）によって満たされなかつた非創始部門は、外国人による100%所有が自由になるが、この場合その外国人はフィリピンの憲法上ないし法令上の制限に従うものとする。かかる外国企業は、引続きフィリピン民族系資本を受け入れ、30年以内にその資本株式の60%がフィリピン側所有になることを認める限り、投資奨励法（共和国法5186号）にもとづく奨励措置を利用できる。

c) 輸出志向型企业

総生産高の70%以上を輸出している輸出志向型企业は外国人による100%所有を認められており、フィリピン国籍資格取得年限として40年の猶予を与えられている。

d) バターン州輸出加工ゾーンの振興部門

バターン州の輸出加工ゾーンで振興対象となっている産業部門

の企業については100%外国資本が認められている。

2. 合併事業

a) 非創始部門

I P PおよびE P Pに掲げてある非創始部門については、議決権付株式の40%まで外国資本を受入れることが認められている。

B 奨励措置不適用部門

政府の両優先順位計画に掲げられていない部門については、フィリピンの憲法および現行法規の各種国籍関係規定が遵守される限りにおいて、外国投資は100%、あるいはフィリピン民族資本との合併が認められている。

3) 現行優先産業部門変更の可能性

フィリピンの投資優先順位計画および輸出優先順位計画は1年ごとに企画立案され、その時々々の経済状況に応じて対応できるよう弾力性を与えられるべく各年の中間時点で改訂される。しかしながら、過去7年間の経過を見てみると、優先産業部門を1度に全部変更するようなことは1度もなかった。基本的には、これらの計画にはフィリピン工業化プログラムの全般指針が表わされている。プロジェクトがこの計画リストからはずされるのはその関係部門の予定能力(需給ギャップ)が満たされた場合だけである。また、経済的に実施することが望ましいプロジェクトや商業ベースで利潤があるプロジェクトの場合や各種のフィリピン産業について実施されている合理化計画に直接関係するプロジェクトの場合には、新たにそのプロジェクトをリストに加えることもある。

(3) 投資の管理・制限措置

1) 外国人の資本投資率の制限

フィリピンでは外国投資が奨励されているが、その一方、外国企業が

営業する場合に従うべき規則も定められている。

その一つとして、外国の資本参加を一定比率内に制限する法律がある。フィリピン憲法によれば、フィリピン国民あるいは少なくともその60%をフィリピン人が所有している法人のみが、土地を所有し、天然資源を開発し、あるいは公益事業を運営することができる、とされている。しかしながら、外国の石油探掘権所有者あるいは直接政府と業務協定を結ぶことができる。但し、この場合、前者については天然資源長官 (Secretary of Natural Resources) の事前承認が、また、後者については石油委員会 (The Petroleum Board) の事前承認が必要である。

投資優先順位計画および輸出優先順位計画に“非創始”と定められている部門については、外国人による資本参加は議決権を与えられている株式の40%までに制限されている。

必要とされるフィリピン側所有権の詳細は他の法律に明記されているが、政府契約事案の裁定に際してはフィリピン国民に優先権が与えられる。すなわち、公共建造物の建設ないし修理の場合、フィリピン人およびフィリピン側75%の所有の法人と外国入札者の間で競争入札がおこなわれ、フィリピン側の入札最低価格が外国側入札最低価格を15%以上超えない場合にはフィリピン側に優先権が与えられることになっている。さらに、政府供給契約は、フィリピン国民あるいはフィリピン側60%所有の法人、あるいはフィリピン人に同等の権利を認めている国の国民または法人に対してのみその機会が与えられることになっている。各島間の海運航路産業は、国民の福祉、安全にとって非常に重要性を持つものであることから、フィリピン側75%以上の所有会社にだけ認められている。

2) 外国人の雇用制限

BOIに登録した非創始会社および非創始、輸出生産者ならびに輸出加工ゾーン内の会社は、登録後5年の期間にかぎり、技術者として、あるいは管理職、顧問職に外国人を雇うことを認められているが、その人数は各部門の従業員総数の5%を越えることはできない。輸出加工ゾーン内の会社については、社長、財務担当重役、総支配人あるいはこれらに相当する役職は、その会社の株式資本の半分以上を外国人が所有している限りにおいて、外国人が就任できる。

創始会社および創始輸出生産者は、その企業の操業開始後5年で全ての外国人の雇用を停止し、外国人雇用者が本国に帰還する限りにおいて、各部門について上記のような人員比率制限を適用されることなく外国人を雇用することを認められている。しかしながら、この期限になっても創始会社の株式の半分以上が外国投資家によって所有されている場合には、社長、財務担当重役および総支配人、あるいはこれらに相当する役職に外国人が就任することができる。

すべての外国人雇用者はその配偶者ならびに21才以下の未婚の家族を同居させることができる。

3) 利潤、株式配当金、元金の本国送金に関する制限

1973年3月16日、中央銀行は外国投資の登録および本国引揚げに関する規則を発布した。これによれば、1973年3月15日現在すでに実施されている外国投資ならびに同日以後実施される外国投資はすべて中央銀行に登録し、本国引揚げおよび、利潤送金の権利を得る資格をとらなければならない。以下に資本引揚げに関する規則を掲げる：

a. 1973年3月15日現在の外国投資

- 1) 中央銀行が免許した輸出志向型産業に対する投資は、前年の会社純外貨所得のうち申請者の取得分を限度としてその全額を、年賦方式でも引揚げることができる。

2) 輸入代替物あるいは上記(1)に含まれない輸出製品の生産に従事しているB O I登録企業に対する投資は、投資清算1年後から、8回均等年賦方式、あるいは、純外貨所得総額を限度として、いずれか少ない方の方式で引揚げることができる。

3) 輸出代替品目の生産をおこなっているB O I登録産業および過去に国内信用資金を利用しなかった産業に対する投資は、投資清算1年後から4回均等年賦方式で引揚げるができる。

4) 国内商業銀行に対する投資も含めて他のすべての産業に対する投資は、次に掲げる方式に従って引揚げるができる。

○ 25万ドル以下：投資清算後5回均等年賦方式による。

○ 25万ドル超え：投資清算後7回均等年賦方式による。

50万ドル以下

○ 50万ドルを超：投資清算後9回均等年賦方式による。

えるもの

b. 1973年3月15日以後の外国投資

1) (a)中央銀行承認の輸出志向型産業、(b)B O I登録産業あるいは、

(c)現地証券取引所、上場の中央銀行承認フィリピン有価証券、に対する現金投資は、最低3ヶ月間最高3年間(これは投資者の選択により更新できる)国内の銀行によってスワップ取引することができる。この場合、中央銀行に対してペソによる前渡し保証金を供託する必要はない。かかる投資から損失分を除いた金額は、取扱い銀行と中央銀行のスワップ協定の条件に従っていつでも引揚げることができる。これと同様に、国内商業銀行に対する投資もその時点での為替レートでいつでも引揚げることができる。

2) 国内信用資金を利用していない他の産業に対する現金投資は上記a.(3)の規則に従って引揚げることができる。

- 3) その他の産業に対する現金投資およびすべての現物投資は上記
a.(4)に従って引揚げるができる。

利潤および配当金の本国送金

中央銀行通達365号は利潤および配当金の送金に関し、下記の規則を定めている：

- (1) 取得純利益のうち非居住者に支払われるべき利潤および配当金の1973年1月1日およびそれ以後から始まる送金については、税引き後の金額をその時の為替レートで全額送金することが認められている。
- (2) 非居住者の資本参加に対する25%の制限が原因でそれまで送金されていなかった未送金利潤および配当金の送金は、かかる送金が国内借入金によるものでない限りにおいて、事前に中央銀行で手形交換を済ませた上で認められる。
- (3) 中央銀行承認の現地株式取引所上場フィリピン有価証券に対する外国投資によって得られたキャピタル・ゲイン、利益および配当金は、税引き後その全額をその時の為替レートで送金することができる。

4) その他の関連制限事項等

1. "フェードアウンド"システムの採用

投資優先順位計画および輸出優先順位計画にもとづいて"パイオニア"資格を登録した外国会社は、登録期日後15年以内にその株式をフィリピンの株式市場に上場し、さらにその期限直後からフィリピン人に対して上述株式を現実に売り出すことにより、その登録期日後30年以内にフィリピン国籍資格(フィリピン側60%)を得なければならない。しかしながら、その総生産高の少なくとも70%を輸出している外国企業は、フィリピン国籍資格を得るまでの猶予期間として登録期日後40年を与えられている。

2. 関係国への再投資

BOI登録企業は業務拡張再投資をするための控除をおこなうことを認められている。すなわち、登録企業がその生産に使用している機械および設備の拡張増加のためにその内部留保（登録業務によるものでもそうでないものでもよい）を再投資する場合、その再投資金額をその再投資をおこなった年の課税対象所得から控除することが認められることになる。この控除率は、非バイオニアプロジェクトの場合は25%、37.5%ないし50%まで、バイオニアプロジェクトの場合は50%、75%ないし100%まで認められているが、その適用控除率は、各産業ごとに、相対的リスク、技術移譲程度、輸出ポテンシャル、労働増加率、現地製機械設備および国産原料の使用状況等を考慮して投資委員会が決定することになっている。

この奨励措置の恩恵に浴するためには、登録企業は以下の2条件を満たすことが必要である：

- a) かかる再投資を計画している登録企業は投資委員会から事前承認を得ていること。
- b) 登録企業は、かかる再投資実施期日後7年以内に再投資分の株式資本を減らさないこと。登録企業が再投資をおこなった期日から2年以内に機械設備の発注を実施しなかったり、あるいは再投資期日後7年の期間内に再投資分の株式資本を減らした場合には、控除がおこなわれた期間について所得税負担の再計算がおこなわれ、それに応じた正当な税が賦課されるとともに、それに応じた利息額も加算される。

共和国法5455号によれば、事業拡大を実施する場合の拡大部門は、その企業が現実にかつ合法的に従事しているのと同じ事業部門、その企業が「証券為替委員会」ないし適当な政府機関にすでに

登録して来た分野に属する別の分野、のうちのどれでもよいことになっている。

上記最初のタイプの事業拡大を、未決済株式買入れないし引受けに対する支払い金を含む企業の現有資金あるいは借入金、あるいは余剰利益金の資本化によって実施する場合には、投資委員会の承認を得る必要はない。

上記第2および第3のタイプの事業拡大を実施する場合には、その必要資金をどこから調達するかに関係なく、投資局の事前承認を得なければならない。

3. 国産原料消費率

国産原料の消費を助長するために、投資委員会は政策によって一部の製品の製造についてはBUI登録企業に対して国産部分増条件を課しているが、これは、自動車および衣料の場合には一定の計画年期間中に一定比率の国産部分比率を達成するやり方で、あるいはまた、エレクトロニクスの場合には各計画年度ごとに現地調達すべき成分、部品および原料の具体的な指定をするというやり方でおこなわれている。

4. 地方現地人採用の促進

政府の全国産業分散化政策に平行して、各地方の域内住民採用が促進されている。これと同じく、投資委員会も労働集約的プロジェクトに対して奨励措置を講じている。すなわち、輸出生産者は、登録期日後最初の5年間、直接労働コストとその輸出製品の製造に用いた現地原料コストの合計額を課税対象所得からさらに控除することが認められている。ただし、かかる控除額はその輸出収入合計額の25%を超えることはできない。

5. 現地人教育訓練の促進

投資優先順位計画および輸出優先順位計画のもとに登録している企業は、その訓練プログラムが適当な政府機関によって正式に承認されたものである限りにおいて、未熟練労働力の生産性および効率向上のために要した労働訓練経費の半分に相当する額を直接労働コストの10%を超えない範囲でその課税対象所得からさらに控除することができる。

6. 外国投資禁止部門

(a) 小売り業

外国人所有の会社あるいは、フィリピン国民が100%所有していない会社は、直接的あるいは間接的に小売り業に従事することを禁止されている。しかしながら（禁止を規定した）法律の承認時点以前にすでに小売り業に従事している個人（外国人）はその死亡時までまたは自主的廃業時まで小売り業を継続することが認められている。

(b) 米とトウモロコシ

外国人もある一定の条件のもとに米（稲）およびトウモロコシの栽培、生産、製粉および加工業務に従事することができるが、かかる穀物の小売り販売に従事できるのは100%フィリピン人所有会社だけである。

(c) マス・メディア

フィリピンの憲法はマスメディアの所有および経営をフィリピン国民あるいはフィリピン国民が100%所有しかつ経営する法人ないし組合に限定している。

(4) 外国投資奨励策

1) 外国投資奨励策に関連したフィリピンの税制度（法人税免除、外国人

技士所得税免除、二重税回避等)

I 「投資奨励法」

「投資奨励法」は、優先未開拓および非未開拓部門の登録企業に対して特惠税およびその他の優遇措置を支えている。個々の奨励措置については添付した「投資奨励法」の中で詳しく検討されている。

II 「輸出奨励法」

この法律は、輸出生産者、業務輸出者ならびに輸出貿易者として投資委員会に登録している企業ならびに同企業投資者に対して、税制上および税制上以外の奨励措置を与えている。個々の奨励措置については添付法律原文を参照。

III 「輸出加工地区」

「輸出加工地区」は、対外貿易を奨励促進し、またフィリピン国内の産業開発、経済開発を加速推進するために政府が指定したものである。現在、政府はバターン州マリベレスの第1号輸出加工地区の大規模な開発を実施している。開発完了時点における同地区の面積は約1320ヘクタールで、これを、I号地：軽工業、II号地：中間的工業、III号地：重工業の3区域に分けることになっている。この地区は、外国法にもとづいて新たに設立される企業あるいは既存企業も含めた内外の事業体、会社に開放されている。

地区登録企業に対する奨励措置については添付法律原文を参照。

IV 外国人投資家優遇措置を定めたその他の法律

- (1) 非居住外国法人が受ける再保険料は所得税を免除される。
- (2) 居住外国法人が国内法人から受ける租配当に対しては875%の所得税しか課税されない。フィリピン国内で商業あるいは事業に従事していない非居住外国法人については、その居住国の法律が、35%と15%の差である20%に相当する金額がすでに支払われている。

ると仮定した際の税を税信用として認めている場合には、その租税
当に対する税として85%の代わりに15%を支払えばよい。

(8) 外国ローンに対する利息支払いには15%が源泉課税されるだけ
である。

V 地方本社に対する特別奨励措置

大統領令第218号は、フィリピンにある多国籍企業の地方または
地域本社に対して奨励措置を認めている。この奨励措置を受けるため
には、その地方または地域本社がフィリピンのソースから所得を得た
り、いかなる方法にせよそのフィリピン子会社ないし支社の経営に参
加したりしてはならず、ただ単にアジア太平洋地域にあるその関係会
社、子会社あるいは支社に対する監督、連絡・調整センターとしての
み活動することが条件である。さらに、これらの地域本社はフィリピ
ンにおける運転経費に当てる資金として毎年最低5万米ドルの送金を
実施しなければならない。これに対する奨励措置は以下の通りである
：

外国人社員およびその被扶養者に関するもの：

- a. 1年有効で毎年更新可能なマルチエントリービザ（同一ビザで有
効期間中何度でも入国できる）の発行。但し、その外国人は少なく
とも1万2000米ドルの年俸を得るものとする。
- b. すべての入国および外国人登録料金、身の回り品に関するあらゆる
種類の通関所要条件、請負人税および関税、の免除。
- c. 総所得に対する源泉課税は15%のみ。

地方または地域本社に関するもの：

- a. 所得税（これについてはフィリピンのソースからいかなる所得も
得られていないことが条件）、請負人税、ならびにあらゆる現地諸
税、諸料金の免除。

- b. 共和国法 5455 号にもとづく投資委員会への登録免除。但し、同地方または地域本社は証券為替委員会から免許を取得しなければならぬことになっている。

2) その他の投資奨励策

(外国為替)

1. 原料輸入に対する外貨割当て等

外国為替の販売については、製造会社に対するその外国為替販売がフィリピンの開発目的に沿うものである限り、いかなる制限も加えられない。中央銀行は産業界の輸入原料需要に関して関係政府機関と密接な相互調整をおこなっている。たとえば、鉄鋼産業は「鉄鋼局 (ISA)」、肥料は「肥料産業局 (FIA)」、投資優先部門は「投資委員会 (BOI)」、道路および建設資材は「公共高速道路局」、穀物は「全国穀物局」を通じてその輸入決済がおこなわれるといった具合である。

2. 原料に類する商品の輸入制限

以下に掲げる品目の輸入については中央銀行での事前決済 (手形交換) が必要である:

- a. 小麦
- b. 原綿
- c. 葉タバコ
- d. 獣脂
- e. 小麦粉
- f. 共産主義および社会主義諸国からの輸入
- g. 新聞印刷用紙
- h. CKD自動車部品
- i. 組立用CKDオートバイ部品および予備交換部品
- j. "CB商品統計分類"のNEC、SUCおよびUC品目

k. スポーツ用品／器具

l. 一部の繊維品目

m. L.P.G.(液化石油ガス)

n. 軽商業車部門に属す完成トラック(中古あるいは新型車)

o. 生獣および“家畜”に含まれないその他の動物

p. 古衣料およびボロ

q. コーヒー、玉ねぎ、ジャガイモ、ニンニク、キャベツ、トウモロコシ

r. 大統領令第34号によって修正された改正関税規則第10.2条に挙げられた品目。

3. 低利ローン、融資

共和国法6135号にもとづいて登録輸出者としてB.O.Iに登録された会社ならびに中央銀行免許輸出志向産業に関する信用証券は、それらが共和国法265号第87条にもとづいてその資格を有しかつ受け入れられるものである限りにおいて、再割引のために中央銀行に渡すことができる。信用状で保証されている。輸出包装信用および輸出生産信用にかかわる信用状は、その額の80%まで再割引することができる。

(5) その他

フィリピンの各種産業振興対策の効果

フィリピン産業再編成のために実施されている各種の産業振興対策の効果を評価するのは困難な仕事であろう。かかる対策措置の採用および実施によって得られる利益があるとすれば、それは当然その実施によって経済全体にかかって来るコストと比較衡量しなければならぬ。たとえば、産業構造に望ましい変化をもたらすための主要手段として税制上あるいはその他の財政上の奨励措置を講じた結果、新産業の開発、ならびに既存の産

業構造に見られる欠落部分（ギャップ）を埋めるために必要な一部重要部門の拡大が奨励され、推進加速されることになったのである。しかしながら、そのような投資奨励プログラムから得られた利益を評価衡量するとなると種々の問題が出て来る。得られた利益の一部として、雇用、生産高および投資が増大した点をあげることができるとしても、それに先立つ歳入の面での政府負担コストはその評価がむづかしい。

一方、結果として市場在庫過剰や高価な資本設備の遊休をもたらす供給の伸びのアンバランスを抑えあるいは避けるために測定能力（需給ギャップ）という概念を用いてこれに関する措置を実施することも、投資委員会によって重要な政策手段のひとつであることが証明されている。すでに過密状態にあると指定されている部門では既存の会社に対しても新たに進出しようとしている会社に対しても奨励措置が認められていないが、その一方で、事業認可申請書の中で提示された生産能力が経済的効果を上げうる規模のプラントの生産能力を下回らない限りにおいて、供給不足部門では奨励措置が大いに認められているのである。

いくつかの経済基準（たとえば、労働集約度、付加価値、外国為替節約および同取得等の基準）の使用、産業合理化、アセアン相互補完計画ないし地域経済協力、輸出産業振興、といった一連の政府採用産業施策は、すべて、経済的に望ましく、商業的には利益になる産業の出現をビジョンとして掲げているものである。

計画の成否は各計画を実施する人間の関与の度合にかかっている、ということは投資委員会も十分認識している。それゆえに、こうした産業計画に対する投資委員会のアプローチに於ても、企業家との密接な協議がその主眼となっているのである。公聴会も実施されており、さらに、政府の企画当局が優先順位の決定ならびに開発施策の採用に当って民間部門により多くの配慮を与えることにもなっている。こうしたやり方で実施されていることから、投資委員会が採用する産業施策の実施に当っても民間部門からの強力な抵抗、反発はほとんどない。

II. フィリピンにおける日本投資の評価

A. 日本の対フィリピン投資は以下のように分類することができる：

1. 日本の産業に対する十分な供給を維持保証することを目的とした資源志向型プロジェクトに対する投資

資源志向型の BOI 登録（企業、プロジェクト）に対する日本の投資プロジェクトは以下のとおり。

	1974年12月31日現在 BOIプロジェクトに対 する日本の借款 (単位：100万USドル)	1974年12月31日現在 BOI登録プロジェクト への純価投資額 (単位：100万ペソ)
総 額	\$ 2323	P 148
紙・パルプ	584	—
木及び木製品	23	—
海 産 物	154	1.4
銅	2.4	6.4
鉄 鉱 石	2.6	7.0
ニ ッ ケ ル	67.3	—
鉄 鋼 材	83.9	—

農林水産業および鉱山業に於ける日本の海外投資は、殆んどの場合原材料の供給源を開発し本国に輸出する目的をもっている。

2. 現地市場に資する輸入代替産業への投資

この分野に於ける日本の投資は、外国からの輸入物資を国内で生産し、ある程度の自給を達成しようとするフィリピンの政策シフトを利用している。日本は消費市場の近くで生産し、フィリピンの輸入代替産業

の開発によって利益を上げている。

日本はまた完成部品や特定産業の製品の構成部品に於ける国産比率を増加させようというフィリピンの方向性にうまく便乗している。つまり日本は現地パートナーに技術ノウハウやマーケティング上のみならず財政面での援助を与えている分野にその投資をうまく振り分けている。投資が振り当てられる分野とは例えば、繊維、輸送・精密機器製造、簡易産業化学、器具製造などである。

下記はこれらの分野で活動するBOI登録プロジェクトへの日本の投資である。

	1974年12月30日現在の日本の借款供与額 (単位：100万US\$)	1974年12月30日現在の日本の純資本額
・電気製品		
精密機械：	0.7	6.6
・輸送用機器を含むエンジニアリング設備		
機器：	39.9	0.1
・繊維およびその他の		
化学ベース製品：	71.0	19.2

3 日本および第三国向け輸出バック用の低コスト生産開発を誘発する日本での生産能力およびコスト面の制約

日本での逼迫した労働力供給状況は、産業用地および生産規模に対する拘束ならびに限られた原料供給などと結びついて、自国消費商品を確保するために日本の投資家を低コストベースの開発に向けるという結果をもたらしている。輸出奨励法すなわち共和国法 6135 号にもとづき、日本とフィリピン両国投資家による輸出志向型合併事業は登録されるこ

とになっている。下記にその状況をしめしておく：

	フィリピン資本	日本資本
	1974年12月現在 (単位100万ペソ)	
・合計	<u>3607</u>	<u>3654</u>
・農業関係部門	<u>11.77</u>	<u>746</u>
バナナ	0.06	0.04
海産物	0.07	0.30
木材および木材製品	0.84	0.36
食品	10.17	6.76
・金属関係部門	<u>6.80</u>	<u>8.40</u>
電気機器	1.80	0.90
輸送用機器	5.00	7.50
・化学関係部門	<u>16.54</u>	<u>20.27</u>
工業薬品	5.93	5.39
繊維	9.38	14.07
衣料	1.23	0.81
・サービス部門	<u>0.96</u>	<u>0.41</u>

4. 金融機関、商業および貿易、建設部門に対する投資

日本は現地金融機関の資本構造の強化に活発に参加して来た。また、日本はフィリピン国内の建設活動に参画して来た。それとともに、商業および貿易部門に対する投資も1970年代を通じて着実に増加している。

金融機関・建設・商業および貿易部門に
対する日本の資本投資

1974年12月30日現在
(単位100万ペソ)

	<u>合計額</u>
全 体	<u>1658</u>
金 融 機 関	21.0
建 設 部 門	41.5
商業および貿易部門	1033

B. 日本の対フィリピン投資企業(投資家)

鉱業および鉱物処理

1. 川 崎 製 鉄、
2. Kawatsu Mining Co.

農 業

1. 住 友 商 事
2. フクダ・ススム
3. 三 井 物 産
4. 日 魯 興 業 (Nichiro Kogyo Kaisha, Ltd.)
5. 野 村 証 券

製 造

1. 帝 人
2. 東 洋 綿 花
3. 矢 崎 総 業 (Yasaki Co, Ltd)
4. 明 電 舎
5. 酒 田 商 会

- 6 Kowa Co ; Ltd.
- 7 三 菱 商 事
- 8 伊 藤 忠 商 事
- 9 Daiichi Tanso Kogyo Co , Ltd.
- 10 松 下 電 気 産 業
11. 日 立
- 12 三 菱 レ ー ヨ ン
- 13 丸 紅 飯 田

金 融 機 関

1. 野 村 証 券
2. 三 和 銀 行
3. 三 井 銀 行
4. 富 士 銀 行
5. 協 和 銀 行
6. 東 海 銀 行
7. 東 京 銀 行

C. 新たな資本投資の申請

下表は1972、1973および1974年にBOIが受理した新たな資本投資申請をしめすものである。予定の日本資本投資は絶対額では伸びているとはいふものの、受理された外国資本投資申請総額に対する比率は、1972年が69%で1973年が70%であるからその間はそれほど伸びていない。しかしながら、1974年の登録では一挙に84.6%にまで急上昇している。この急上昇の原因は、1974年に申請され同年に承認された川崎製鉄の鉾石焼結プラントに対する大規模な資本投資である。

新資本投資申請投資国別分布

	1972	1973	1974
外国資本投資全体	100.0	100.0	100.0
米 国	43.0	60.0	17.8
ヨーロッパ	18.4	14.0	16.5
カナダ・南米	9.9	1.6	8.8
オーストラリア	0.6	1.7	4.9
日 本	6.9	7.0	34.6
その他のアジア諸国	21.2	15.6	15.6
そ の 他	—	—	1.8

D. BOI プロジェクト向け借款

日本の対フィリピン投資はそのほとんどが借款によるものである。

1968年7月から1974年12月までの期間に日本がBOI承認企業に対して与えた借款は合計3億5,370万ドルに達するが、これはBOI承認企業が受けた外国借款全体の37.6%に相当する。

下表は、BOIが業務を開始した1968年以降のBOIプロジェクトに対する外国借款を借款供与国別にしめしたものである。

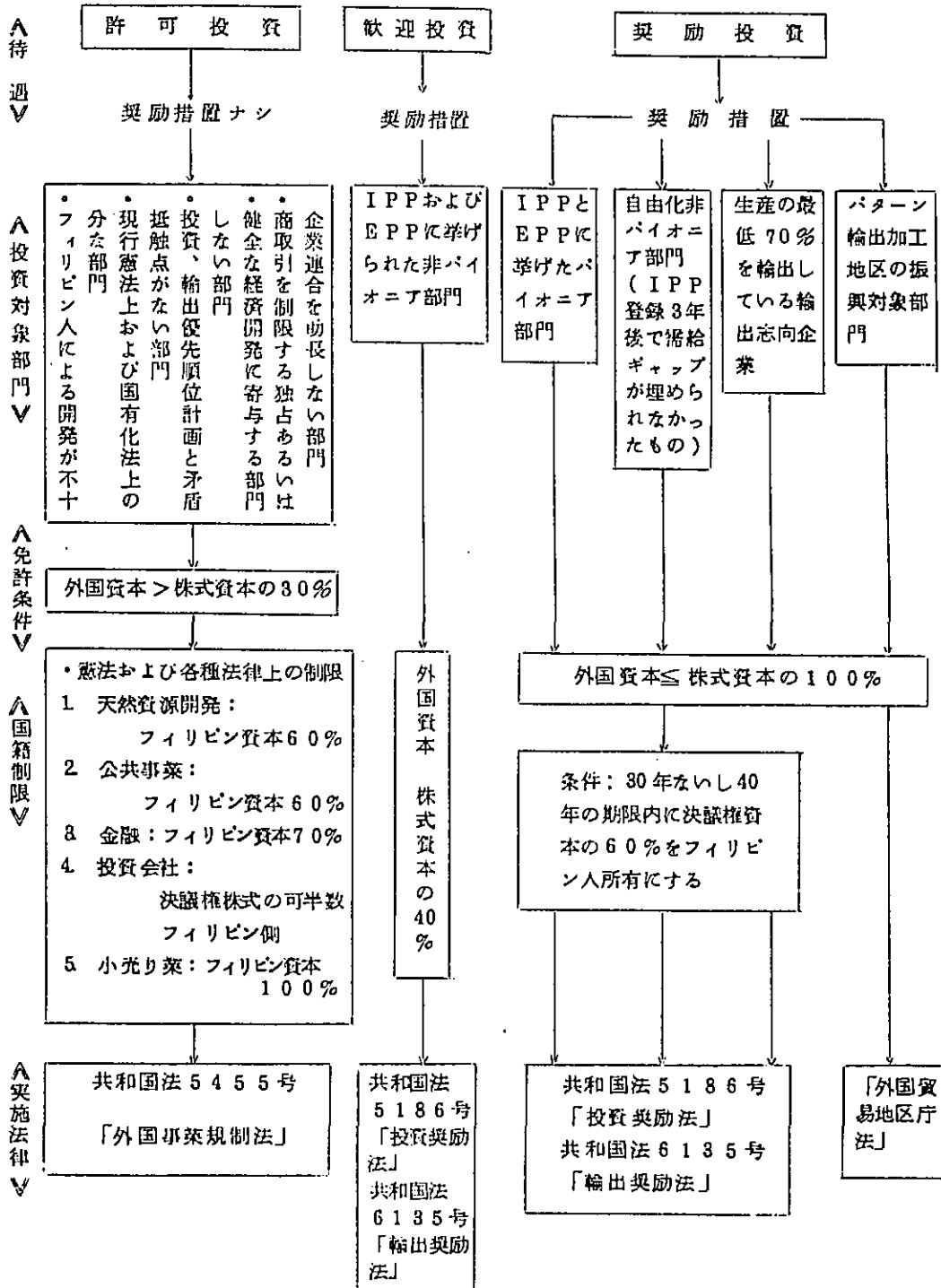
BOI登録プロジェクトに対する外国の

資金融資：1968～1974

(単位100万米ドル)

	融資金額	比率分布
合 計	941.7	100.0
日 本	353.7	37.6
米 国	229.8	24.4
西 独	99.5	10.5
フ ラ ン ス	58.3	6.2
そ の 他	200.4	21.3

フィリピンの外国投資に対する待遇



資料2 投資関係法

目 次

1. 投資奨励法
(Investment Incentives Act, Republic Act
No. 5186) 47

2. 外国人事業活動制限法
(The Law Controlling Foreign Business
Activities, Republic Act No. 5455)
1973年1月6日修正 60

1. フィリピンの投資奨励法 (Investment Incentives Act)

(比国法律第5186号)

比国内での投資奨励と保護措置を定め、投資委員会を創設し、そのためおよびその他を目的とした必要資金の調達に関する法律

フィリピン上下両院は以下の如く制定する。

第1条 【略称】この法律を投資奨励法と称する。

第2条 【施策方針の宣言】競争を助長し独占を阻止する条件のもとにおいて、経済的民族主義の基本方針と目的とに添い、経済的に有用な実施可能な方法により計画通りに諸産業を分散させる方策に従い、国家経済の健全な発展を促進するために、最小のコストで国民所得を最大限に増大させ、輸出を増進し、より大きな経済的安定をもたらし、より多くの雇用の機会を増し、国民の生活水準を高め、富の公平な分配をなさしめる農業、鉱業および工業を開発する事業計画に対して、以下に定めるところによりフィリピン人及び外国人の投資を奨励することがわが国の施策方針であることをここに宣言する。さらに又、外国資本が可能な限り相当額のフィリピン資本との合併によって相当量の自国産の原材料を使用する資本集約的なバイオニア企業を設立することを奨励し助成することがわが国の施策方針であることを宣言する。

第3条 【定義】この法律における用語を次の如く定義する。

- (イ) 【委員会】(Board) とは、この法律により創設される投資委員会 (Board of Investment)
- (ロ) 【登録企業】(Registered enterprise) とは、(1)フィリピンの法律に従って設立され、法人化され、存続する会社であって、(2)この法律の第19条に定める場合を除き、その会社の議決権を持つ発行済み資本金の少くとも60パーセントがフィリピン人により所有保持され、かつ、その会社の取締役会の構成員の少くとも60パーセントがフィリピン市民であって、(3)優先的投資

分野に従事し、(4)投資委員会に正規の登録をしている会社をいう。ただし、この登録企業には商業銀行、貯蓄抵当銀行、地方銀行、貯蓄貸付組合、建物及び貸付組合、開発銀行、信託会社、投資銀行、投資会社、証券仲買取引業者、消費者協同組合及び信用組合、及び預金を受託したり金銭を貸借したり、或いは株式、社債、公債、その他一般に証券と認められる市場性のある証券を売買ないし他の形で取引し、それらに投資したり、もしくは他の類似の仲介業、信託業、受託業を行なうことを主目的とするか又はそれらの行為を主たる収入源とするその他の事業組織、等は含まないものとする。又この用語には、主としてサービスを提供したり、物品や商品を購入し、それらを購入した場合と実質的に同様の方法で再販することを専業もしくは主要業務とする事業組織は含まれないものとする。

(ハ) 【技術援助契約】とは、(1)外国にオリジンを有するの特許、プロセス、処方、その他の技術上の権利をライセンスその他の方法により譲渡をおこなうための契約、及び(2)技術や工場関係の経営、設計、立案、建設及び類似の事項に関する外国の援助についての契約をいう。

(ニ) 【外国ローン】とは、登録企業がフィリピンの外部から取得してフィリピン国内に外貨または他の資産の形で持ち込んだ株式以外の信用供与や金融援助であって、中央銀行および委員会に登録されたものをいう。この場合、中央銀行と委員会は、このローンの総額を明示している外貨以外の資産については、その評価査定をおこなうものとする。

(ホ) 【外国投資】とは、登録企業内のフィリピン人でない者が、実際にフィリピン側に移転され中央銀行並びに委員会に登録されている外貨または他の資産の形で所有している株式投資をいう。この場合、中央銀行及び委員会は外貨以外の資産についてはその価額を査定評価するものとする。

(ヘ) 【フィリピン国民】とは、フィリピンの市民、フィリピンの市民が完全に所有する会社や協会、フィリピンの法律にもとづき設立されていて外部株式であり議決権の少くとも60パーセントがフィリピン市民により所有されている会社、及び年金や退職金や解雇手当などの資金のための受託者であってフィリピン国民である者をいう。その場合、受託者はフィリピン国民であって基金の少くとも60パーセントはフィリピン国民の

ものとなるものとする。ただし、法人およびそのフィリピン人以外の株主が登録企業内において株式を所有している場合、その法人がフィリピン国民であるとみなされるためには、両法人の外部株主および議決権の少なくとも60パーセントがフィリピン市民により所有されなければならない、両法人の取締役会の構成員の少なくとも60パーセントはフィリピン市民でなければならない。

- (ト) 「優先投資分野」とは、委員会が本来第18条にもとづいてその旨を表明した経済活動をいう。
- (チ) 「バイオニア企業」とは、(1)フィリピンにおいては商業的規模で現在に至るまで又は現在においても生産されていない物品、製品、商品または原材料を（単に粗立てたり包装したりするのではなく）製造し、加工し、生産に従事しているか、又は(2)素材や物質や原材料を生産または加工変形するデザイン、処方、企画、方法、プロセス、又はシステムを使って新しい、フィリピンでは初めての完成品または他の原材料にする登録企業をいう。ただし、この場合の最終製品には国産の原材料が使用でき加工できる場合には、国産の原材料が相当量使用されなければならない。
- (ツ) 「適量生産能力」とは、経済上の必要物資を妥当な価格で供給するために当局が投資の優先分野やバイオニア投資分野における潜在輸出能力を計算した上で望ましいと判断する推定生産付加量をいう。適量生産能力は、測定されうる市場の需要が上記優先分野やバイオニア投資分野における既存の生産能力を越える数値以下であってはならない。適量生産能力はそれらの分野において過剰設備を招くほど測定可能な市場の需要を大きく上回るものであってもならない。輸出市場業種に対しては、委員会は適量生産能力の基準を、国内市場用の必要量を差引いた後の国産原材料の入手可能量におくものとする。いかなる場合にも、適量生産能力は投資の優先分野やバイオニア投資分野に独占を生じさせるように解されてはならない。
- (テ) 「税額控除」とは、この法律により登録企業に与えられる税金の控除をい、これの証明用として内国歳入局より税額控除証が発行される。本法律に別の規定がない限り、当該登録企業はその当該事業に関して政府に支払うべき税、関税、賦課金、費用等を支払うためにこの税額控除証を使用することができる。税額控除証は譲渡できないものとし、登録企業が本法律に定

める恩典と奨励策を享受している限りにおいて使用することができるものであって払い戻しはできないものとする。

- (4) 「投資優先計画」とは、政府および民間より集めた資料の分析、合成、立案を内容とし委員会が作成するもので、かつ国民経済審議会の勧告にもとづいて大統領が承認した計画をい、次にかゝげる事項を計測指示したものを用いる：
- (1) 所得、生産、商取引、価格、及び関連する経済的技術諸要因の水準および構造に照した最終及び中間の特定製品や商品に対する現在及び将来の需要。
 - (2) 特定製品や商品の現在生産能力。
 - (3) 特定製品や商品の現行供給量と将来の予想需要量との差、及びその差を埋めるに必要な付加生産能力。
 - (4) 国産原材料から、製造され、又はそれらを使って、製造した特定の製品や商品であって、輸出奨励のなされるべきもの。
 - (5) 優先及びバイオニア投資分野と認められるとき経済活動の特定の分野、及びそれらの個々の適量生産能力
 - (6) 上記の付加生産能力を実現するために必要な資本投資。
 - (7) 付加生産能力に必要な原材料使用量、及びその為の国産又は輸入供給源。
 - (8) 既存及び新規産業に必要な労働力。
 - (9) 天然資源の存在、労働力、輸送設備、動力、給水、その他を考慮した上で上記付加生産能力のための設備を設置できる地域。
 - (10) 上記付加生産能力を実現する上での個々の私的企業と政府の果たすべき役割と責任。
 - (11) 優先分野やバイオニア分野における民間投資を可能にするために政府がおこなうべき個々の公共事業計画とそれに必要な資本投資。
 - (12) 計画事業による投資が物価、為替レート、国際収支の均衡に対して与えると予想される影響力。
 - (13) 産業の未発達期に保護の目的上必要となるとみられる関税率の変更。
 - (14) 各業界における競争条件を維持するために必要な最小限度の要件。
 - (15) その他、委員会が望ましいと認める類似の、又は関連性のある諸要因。

第4条 【基本的権利および保証】すべての投資家や企業は憲法に定められた基本的権利と保証を受ける資格を有する。フィリピン政府が認めるその他の権利の中には次のものを含む。

- (イ) 【投資の本国送還】外国投資の場合、比国法第265号法第74条の規定にもとづき、投資の清算による手取金全額を、投資をおこなった本来の通貨にて本国送還時の為替レートにより本国に送還する権利。
- (ロ) 【利益の送金】外国投資の場合、比国法第265号法第74条の規定にもとづき、投資による利益を、投資をおこなった本来の通貨により送金時の為替レートにて送金する権利。
- (ハ) 【外国のローンと契約】技術援助契約から生ずる外国の債務と外国ローンの元金金の支払いに応ずるに必要な額の金額を、比国法第265号法第74条の規定にもとづき、送金時の為替レートにて送金する権利。
- (ニ) 【没収を受けない自由】政府は公共の使用、国民の安寧と防衛に利害のある場合でかつ正当な補償の支払がなされた場合を除いては投資により表わされる財産及び企業の財産を没収しないものとする。上記の場合、外国の投資家または企業は没収された財産の補償として受取った金額を、比国法第265号法第74条規定にもとづき、投資をおこなった本来の通貨にて送金時の為替レートにて送金する権利を有する。
- (ホ) 【投資の徴用】戦争や国家的緊急事態かつ、その期間のみでなければ、投資により表わされる財産及び企業の財産は徴用されることがあってはならない。正当な補償は徴用の際、停戦直後ないし国家的緊急事態の停止直後に決定され、支払いがなされなければならない。徴用された財産の補償として受取った支給額を、比国法第265号法第74条の規定にもとづき、投資をおこなった本来の通貨により送金時の為替レートにて送金することができる。

第5条 【登録企業における投資家に対する奨励策】登録企業へ投資した投資家は、以下にかゝる奨励の恩恵を受けられるものとする。

- (イ) 【特許権及びその他の財産権の保護】特許、商標、著作、商号、及びその他の財産権が委員会並びにフィリピン政府の然るべき機関に登録されている場合に、侵害されることから保護される権利。
- (ロ) 【資本利得免税】内国歳入法第34条に定めた資産の

売却、処分または譲渡により生じた利得分であって、その利得が生じた日から6ヶ月間以内に登録企業の新規発行株式に投資される売却手取分に相当する部分に対する所得税の免除。ただし、(1)上記の売却、処分または譲渡、及びそれによる代金の投資については委員会及び内国歳入局に登録されているものであり、かつ、(2)その投資分の株式が投資のなされた日から五年間は処分、移転もしくは譲渡がなされない場合に限るものとする。かかる株式が上記の五年以内に処分された場合には、その資産の最初の譲渡、売却もしくは処分により生じた利得分に課せられるべきいっさいの税金は直ちに課税され、支払われるべきものとする。

第6条 【バイオニア企業に投資するフィリピン国民に対する奨励措置】前条に定めた奨励措置の他に、バイオニア企業に投資するフィリピン国民は以下にかゝる奨励の恩恵を受けるものとする。

- (イ) 【投資に対する諸税免除】現金もしくは現物にてなされた実際の投資額を、課税対象所得額から、その10パーセントを越えない範囲において、控除することができる。ただし、(1)その投資は、バイオニア企業の設立時発行の株式または登記の日から7年以内の増資株の引受けによってなされたものであり、(2)当該株式が3年間以上所持され、(3)当該投資が委員会に登録されていないなければならない。当該株式が上記3年以内に処分された場合は、当該納税者はこの控除の恩恵を受けることができず、その所得税の負担額は再計算され、当然支払うべき追加税額の他に、その利子を加えて処分の日より30日以内に支払わなければならないものとする。
- (ロ) 【資本利得免税】内国歳入法第34条に定めた固定資産の売却、処分または譲渡により生じた利得分であって、その利得が生じた日から6ヶ月間以内にバイオニア企業の新規発行株式に、又はバイオニア企業の外国人所有株式の購入に、投資された分に相当する部分に対する所得税の免除。ただし、(1)上記の売却、処分または譲渡、及びそれによる収入金の投資については委員会及び内国歳入局に登録されているものであり、かつ、(2)その投資分である株式の投資がなされた日から3年間は処分もしくは譲渡がなされないものとする。この株式が上記3年間以内に処分されたときには、その資産の本来の譲渡、売却もしくは処分により生じた

利得分に課せられるべきいっさいの税金は直ちに課税され、支払われるべきものとする。

- (イ) 【株式配当の売却に対する免税】 バイオニア企業により受けた株式配当の売却、処分または譲渡により生じたいっさいの利得分に対する税金の免税、ただし、その売却、処分または譲渡はその企業の登記の日より7年以内になされた場合に限るものとする。

第7条 【登録企業に対する奨励措置】 登録企業は、優先投資分野に従事している場合において、以下にかゝる奨励の恩典を受けるものとする。

- (イ) 【設立費と開業準備費の控除】 登録企業の設立に要するいっさいの設立費と開業準備費は、納税者が最初の課税年度の所得税申告書の提出の際に、希望する割引償却期を提示するときは、その企業が運営を開始した月から10年以内を限度として、その課税所得から控除することができる。本規定において設立費と開業準備費には、投資に先立つ調査費、開業費、初期の従業員募集費、訓練費及び類似の費用が含まれる。
- (ロ) 【加速減価償却】 納税者の任意により、かつ、内閣府の定める手続きを経て、固定資産を(1)耐用年数が10年以下の場合には通常の償却率で償却してもよいし、通常の償却率の2倍を越えない速さで償却ことができ、又は(2)耐用年数が10年以上の場合には、その耐用年数と5年間との間の任意の年数にわたって償却することができるものとし、この減価償却は課税所得からの控除として認められる。ただし、納税者は償却時期の開始に当り、本条に認めた減価償却方法のいずれを利用するかを内閣府に通知することを条件とする。
- (ハ) 【純営業損失額の繰越】 最初の10年の営業中のいずれの年度かに於て発生した純営業欠損は、かかる欠損が生じた年度の翌年から向う6ヶ年間の課税所得からの控除として、繰越することができる。欠損総額はその欠損の翌年から向う6ヶ年の課税年度の最初の年に繰越すものとし、その最初の年の課税所得を上回る欠損額は、同様の方法にて残る5年間の課税所得から控除するものとする。純営業損失額の算定は、たとえこの法律に反する規定がある場合でも、内閣府法によりなされるものとする。ただし、この法律又は他の法律により全部もしくは一部が課税されない所得は総所得に含まれるものとする。

- (ニ) 【輸入資本設備に対する免税】 機械、設備、及びそれらの機械や設備と共に運び込まれた予備部品の輸入については、企業の登録の日から7年以内は関税および相殺税を課さないものとする。ただし、その場合の機械、設備及び予備部品は(1)国内では妥当な価格では妥当な数量、妥当な品質のものが製造されないものであり、(2)登録企業が自己の製品を生産するために直接に、実際に必要とし、みずからの専用に使うものであり、(3)その貨物が税関当局から直接に荷渡される登録企業の名義が船積書類に記載されているものであり、(4)その機械、設備及び予備部品の輸入に先立ち、当該登録企業は事前に委員会の許可を取付けているものであり、かつ、(5)当該企業が此国法第3127号法(改正)により承認された特権を利用しないことを条件とする。当該企業が委員会の事前の許可なしにこれらの機械、設備及び予備部品を取得の日から5年以内に売却、譲渡もしくは処分した場合には、当該企業はそれに対して与えられた免税額の2倍の額を支払わなければならない。ただし、上記品目が上記5ヶ年間に、(1)他の登録企業に対して、(2)技術的に老朽化が証明されているという理由により、又は(3)当該企業の運営を改善ないし拡張のため代替目的のために売却、譲渡もしくは処分される場合には、委員会はその売却、譲渡もしくは処分を許可承認するものとする。

- (ホ) 【国産資本設備に対する税額控除】 機械、設備及び予備部品を国内の製造業者より購入する登録企業に対しては、その機械、設備及び予備部品に対して課せられる相殺税や関税の額の100パーセントに相当する税額控除が与えられ、その製造業者に対してはその50パーセントに相当する税額控除が与えられるものとする。ただし、(1)その機械、設備及び予備部品は登録企業が自己の製品を生産するために直接かつ実際に必要とされ、みずからの専用に使用されるものであり、(2)その国内製造業者が事前に委員会の認可を得ており、かつ、(3)その売買が登録企業の登録の日から7年以内になされるものでなければならない。登録企業が委員会の事前の許可を受けることなくして取得の日から5年以内にその機械、設備及び予備部品を売却、譲渡もしくは処分した場合には、その登録企業はそれに対して与えられた税額控除額の2倍を支払わなければならない。ただし、上記品目が上記5ヶ年間に、(1)他の登録企業に対して、(2)技術的に老朽化していることが証明され

ているという理由により、又は(3)当該企業の運営の改善ないし拡張のための代替目的のために売却、譲渡もしくは処分される場合には、委員会はその売却、譲渡もしくは処分を許可承認するものとする。

(ハ) 【利子に対する源泉徴収税の税額控除】外国ローンの利子支払い額に源泉課税される税に対する税額控除が次の場合に登録企業に与えられる。即ち、(1)その貸付人がその者の国に於てその種の控除を享受していない場合、及び(2)その貸付人が支払うべき納税義務をその登録企業が引受けた場合。

(ト) 【外国人の雇用】共和国法第613号法第29条(改正)の規定にもとづいて、企業は登録の日から5年以内に、その企業の各分野における総人員数の5%を越えない比率において外国人を管理職、技術職または顧問職に雇用することができる。ただし、いかなる場合にも、その一回の雇用期間は5ヶ年を越えないものとする。登録後5年を経過した後、又は同5年以内であっても上記の人数比率を越えての、外国人の雇用に対しては共和国法第613号法第20条(改正)が適用されるものとする。

共和国法第613号法第29条の規定に該当する者であつて、この投資奨励法の適用範囲内の雇用契約中の外国人、その配偶者及び21才以下の未婚の子は、その外国人の雇用期間中フィリピンに入国し居住することが許可される。

登録企業はフィリピン人を経営、管理、技術の分野にて訓練し、その訓練についての年次報告書を投資委員会に提出しなければならない。

(チ) 【拡張用再投資額の控除】登録企業が、本案(イ)項及び(ロ)項により委員会にて事前に承認を受けた機械、設備及び予備部品を調達するために、又は生産に使う機械や設備の拡張のために、もしくは上記機械や設備用の建物や改築やその他の設備の建設のために、自己の未分配の利益または剰余金を自社の資本金へ実際に移転させることによって再投資する場合には、その再投資された金額はその再投資のなされた年度における課税所得から控除される。ただし、(1)その再投資を計画する登録企業はその再投資に対する委員会の事前許可を取得し、(2)その再投資をおこなった日から7年以内はその登録企業はその再投資によつてもたらされた資本金額を減少させてはならない。登録企業がその再投資をおこなった日から2年以内にその機械や設

備を発注しない場合、又はその再投資によつてもたらされた資本金額をその再投資の日から7年以内に減少させた場合には、その控除がなされた期日に対してその所得税負担額が再計算され、しかるべき額の税が利子を含めて課せられ、徴収されるものとする。

(ツ) 【ダンピングに対する保護】大統領は告示と聴聞会の後に委員会より勧告がなされた場合には、関税関税法第301条(イ)項に定めた如く、登録企業により生産された物品や製品と不当にもしくは不必要に競合する物品や商品の輸入を一定期間禁止する命令を発するものとする。ただし、(1)委員会は登録企業により生産ないし製造された物品や商品の満足すべき品質を証明し、かつ、(2)この期間中においては登録企業は、委員会の許可する正当な理由がない場合は、これらの物品や商品の値上げをしないことに同意することを条件とする。

(ク) 【政府との競合よりの保護】国家的利益上必要とされる時、又は国際関係において困難入札が必要と大統領が決定する場合を除いては、いかなる政府の機関もいかなる政府部局によつても、登録企業により生産もしくは製造がなされている製品や品目を輸入したり、或いはそれらの輸入税や関税を免除することを許可したりすることはなされないものとする。

第8条【バイオニア企業に対する奨励措置】前条に定めた奨励事項の他に、バイオニア企業は以下にかゝる奨励の恩典を受けることができる。

(イ) 【免税】内国歳入法による諸税のうちの所得税を除くすべての税を、以下にかゝる範囲にて免除する。

- (1) 1972年12月31日まで100パーセント。
- (2) 1975年12月31日まで75パーセント。
- (3) 1977年12月31日まで50パーセント。
- (4) 1979年12月31日まで20パーセント。
- (5) 1981年12月31日まで10パーセント。

(ロ) 【外国人の雇用】共和国法第613号法第29条(改正)の規定に従い、以下にかゝる条件に従い外国人をフィリピン国内に雇用して入国させること、即ち、

- (1) かかる外国人はすべて委員会に登録すること。
- (2) 登録企業が操業を開始してから5年後にはすべての外国人の雇用を停止し、彼等を本国に送還すること。ただし、バイオニア企業の資本金の過半数が外国人の投資家により所有されている場合には、外国人はその社長、経理責任者、総支配人の地位、又は

それらと同等の地位を保持することができる。例外的な場合として、委員会はフィリピン人がおこない得ない職務の地位に外国人を雇用することを許可することができるが、その場合にはこの法律の第7条(ト)項の制約が適用される。

共和国法第613号法第29条の規定に該当する者であつて、この投資奨励法の適用範囲内の雇用契約中の外国人、その配偶者及び21才以下の未婚の子供は、その外国人の雇用期間中フィリピンに入国し居住することが許可されるものとする。

- (ハ) 〔操業開始後の関税保護〕大統領は、委員会の勧告がなされた場合には、関税委員会もしくは国民経済審議会の勧告の有無にかかわらず、バイオニア企業がバイオニア企業により生産または製造されている品物と類似の輸入品の関税課税額の50パーセントを越えない範囲において操業開始後の関税保護を受ける資格を有する旨の証明書を発給しなければならない。ただし、関税法または関連法にこれより高率または高額の規定がない場合に限るものとする。上記の関税は、当該バイオニア企業が商業規模において操業をおこなっている旨を委員会が証明すると同時に、自動的に発効する。ただし、上記関税は、いったん発効した後も、関税法第401条により修正されることができるものとする。

第9条 〔登録企業に対する特別輸出奨励措置〕登録企業はその完成品の輸出に対して、以下にかゝる特別奨励の恩恵を受ける資格を有する。

- (イ) 〔販興費用の二倍控除〕登録企業の製品を外国へ販売促進するために要した通常の必要経費の2倍の額を課税所得から控除することができる。
- (ロ) 〔船積み費用の二倍控除〕正規の寄港地にフィリピン国籍の船に船積みした場合には、登録企業の製品の輸出に関して要した船積み輸送料の2倍の額を課税所得から控除し、フィリピン船の正規の寄港地でない港へ外国籍の船にて船積みした場合には船積み輸送料の150パーセントの額を控除することができる。
- (ハ) 〔材料に対する特別税額控除〕登録企業が輸出品の製造に使用した範囲において、購入した原材料や資材の総費用の7パーセント相当額、又は登録企業が上記原材料に対して実際に支払った税金に相当する額のいずれか高い方の額を控除することができる。
- 登録企業が上記の輸出奨励の恩恵を受けるためには、

事前に委員会に申請し、委員会はその申請書を次の証拠を得て認可する、即ち、(1)当該企業がその製品の外国市場を開発することを誠意を以て申し出ていること、(2)当該輸出品が政府の優先計画の中に輸出適当品目として含まれていること、又はそれに含まれていない場合には、その当該品目の輸出されるべき完成品の国内市場の需要に対して、又はその製造に使用される国産の原材料の国内市場の需要に対して悪影響を与えないものであること、(3)当該企業が、その輸出市場取引の収益、購入量、経費等を国内市場取引のそれらと分離した適正な経理方式を採用しているか、又は採用するであろうこと、及び(4)当該輸出品が規格局により定められた品質基準、又は同局によりそれが定められていない場合は委員会により定められれば同基準に適合するものであること。

第10条 〔政府貸付金の優先権〕フィリピン開発銀行、フィリピン国民銀行、政府職員保険機関 (Government Service Insurance System)、社会保証機関 (Social Security System)、土地銀行 (Land Bank) 等の政府金融機関、及び金融や投資業務を現在おこなっているか或いは将来おこなうその他の政府機関は、それぞれの定款及び適用法律の規定とその許容範囲にもとづいて、バイオニア企業やその他の登録企業が依頼した金融援助の申請に対して、その金融援助が優先株、普通株、又は優先転換株に対する株式参加の形式、あるいは貸付や保証の形式をとわず、高い優先権を与え、その処理を容易にさせ、そのための資金の支出を容易にしなければならない。ただし、フィリピン国民でない投資家や企業に対する金融援助に本条は適用しない。フィリピン国民が少なくとも60パーセントの支配権を有するバイオニア企業またはその登録企業の形式を可能にさせる寄与であるならば、上記の金融機関は、各自の定款及び適用法律の許容する範囲内で、登録企業の資本に参加するものとする。ただし、上記金融機関による資本参加は、フィリピンの民間投資家によってはなされ得ない金額に限られるものとし、かつ、いかなる場合もバイオニア企業またはその他の登録企業の総資本額の30パーセントを越えないものとする。上記金融機関が参加をあらわす株式は、登録されたフィリピン証券取引所のすべての会員を通じてフィリピン国民に公売に付されなければならない。

本条の規定の実施を容易にするために、すべての上記

金融諸機関はそれぞれの金融援助計画を相互に調達し、申請者と申請内容についての情報を交換し、バイオニア企業またはその他の登録企業に対する金融援助用に利用出来る資金額を明示した月例報告書を委員会に提出しなければならない。委員会は上記各金融機関の取締役会に対して、バイオニア企業やその他の登録企業ないしはその旨の登録を求める申請者の各申請についていかなる優先権を与えるかを勧告するものとする。

第11条 【民間による金融援助】いかなる規定をもつ現行の諸法律にもかかわらず、たとえ登録企業が通常の配当を払っていない場合でも、保険庁長官 (Insurance Commissioner) は自己の発する規則と規約にもとづき、保険法第200条A項及びB項(改正)に定められた範囲内にて、保険会社が登録企業の新株発行に対して投資することを許可する権限を与えられるものとする。ただしその場合の投資は分散されていることを要する。

第12条 【投資のための貸付金】政府職員保険機関及び社会保証機関は、それぞれの会員に対して、登録企業の株式購入のための5年ローンを年率6パーセントを越えない利率にて融通するものとする。ただし、(1)これにより購入された株式は、そのローンの5年の期間満了まで、その貸出機関に条件付き証書として預託されるものとし、その株式の一部の返還についてはそれに関連してなされた割賦償却支払額の範囲内で許容されるものとする、(2)そのローンの割賦償却方法は60ヶ月の均等月払いとし、これは当該会員の月給より源泉徴収され、その雇用者がその貸付機関に返済するものとする。ただし、当該株式が条件付き証書として所有されている間に得られた配当はすべて会員に与えられるものとする、(3)一会員が一暦年に入手できるローンの最高額は、その会員の年間総所得の50パーセントを越えないものとする。又、その政府金融機関の登録企業に対する直接投資、及びその金融機関の会員に貸付けられてその会員により登録企業に投資されたローンとを併せた合計投資額は、その投資がなされた登録企業の総資本金額の49パーセントを越えることはできないものとする。

第13条 【投資委員会】この法律の諸目的を遂行するためこゝに投資委員会を創立する。この委員会はこの法律の承認された日から60日以内に5人の常任委員をもって組織される。その構成は、フィリピン商業会議所、工

業会議所、卑金属生産者協会、金生産者協会、フィリピン農業天然資源会議所、フィリピン銀行協会およびその他類似の企業体から提出された指名者名簿、及びフィリピン内で国民的基盤に立ち正式に組織された既存の労働同盟、連盟、その他の組織から提出された指名者名簿の中からフィリピンの大統領が任命委員会の承認を得て指名する者。ただし、一機関は3名以上5名以下の指名者名簿を提出するものとし、いかなる機関も一名以上の者を投資委員会に送ることはできないものとする。又、大統領は指名されなかった有能な者を投資委員に任命することができるものとする。投資委員会は投資委員の中から会長を選出する。各委員の任期は6ヶ年とする。ただし、投資委員は各自が任命された時に定められたところに従い2年、3年、4年、5年及び6年の任期とする。又、委員は自己の任期が終了した場合も後任者が任命され適格性を得るまではそのまゝ任務を継続するものとする。かつ又、任期未了分がある場合を除いては欠員は補充しないものとし、また現在活動的立場にある者を投資委員には任命できないものとし、任命はすべて臨時職が終身職とする。

行政管理上、委員会はフィリピン大統領府におくものとする。

第14条 【委員会委員の資格】委員会の委員は30才又はそれ以上のフィリピン市民であって、優れた徳性を持ち、経済、金融、銀行業務、商業、工業、農業、エンジニアリング、経営、法律または労働の分野において認められた能力を持つ者であって、その能力の認証はその指名者名簿を作成する協会、又はその被指名者と同じ職業または職種に属する会員を擁する協会によってなされるものとする。委員となった者はその在職期間中および当該委員であることを止めた日から4年以内は、いっさいの被選挙的地位に立候補できないものとし、かつ又、その在職期間中およびその後の7年間に於てはその在職期間中に登録のなされた企業に対して、直接であれ間接であれ、投資をしたり何らかの財政的利害を持ってはならない。ただし、その利害が選挙によらない相続によって得られたか、遺言相続による強制相続人となったことによって得られた場合はこの限りではない。

第15条 【委員会の会長と委員の報酬】会長は年俸50,000ペソ及び諸手当として月額2,000ペソを受けるものとし、各委員は年俸40,000ペソ及び諸手当として月額1,500ペソ

受けるものとする。

第16条 【委員会の権限および義務】 委員会は自ら定めるところにより随時開催するものとし、少くとも週に一度は開くものとする。特別会合についての通知は各委員になされるものとし、その通知の証拠は議事録に詳しく記されなければならない。委員3名の出席を以て必要議決定数が構成されるものとし、委員会の権限と義務を遂行するには3名の委員の有効賛成投票を必要とする。委員会の権限と義務は次の通り。

- (イ) この法律の履行の基本をなす第18条の規定に従い、投資優先計画を毎年作成すること。
- (ロ) この法律の趣旨と規定の履行に必要な規則や規制を公布すること。この規制および細則はフィリピンの二つの全国紙（新聞）に発表された日から30日後に発効するものとする。
- (ハ) この法律の目的を促進するに必要と委員会が考える条件を付してこの法律にもついでなされる登録申請を処理、承認し、必要手数料(200ペソを越えないこと)の納入後、正規の登録証を発行すること。
- (ニ) 登録企業または、登録企業への投資家と政府機関との間にこの法律の実施にかゝる疑義がかもし出された場合、その疑義に対する決断依頼が提出された日から30日以内に、適正な随問をおこなった後、その疑義に対する決定を下すこと。ただし、その決定を受けた日から15日以内に、その投資家または登録企業は、この種の事件について裁判規則に定められている方法に従って、その決定事項をマニラ市または当該登録企業の本社が所在する市もしくは州の第一審裁判所に提訴することができる。
- (ホ) この法律の第7条及び第8条に許可された外国人の雇用のためにフィリピン入国の勧告を移民委員会に対しておこなうこと。
- (ヘ) この法律にもつづく登録の維持のための規定遵守状況を確認するために、帳簿検査もしくは定期報告の要求をおこなうことによって、フィリピン国民の登録企業に対する参与比率を定期的に調査し立証すること。
- (ト) 登録企業がこの法律の規定、この法律にもつぎ公布された規則や規制事項、及び登録条件などに対する適合状況を定期的に調査し、立証すること。
- (チ) 公告と随問をおこなった後に、(1)この法律が登録に対して必要と規定した資格が維持されなかった場合、

又は(2)この法律の規定、この法律にもついで発行された規則や規制事項、登録の条件、労働者や消費者の保護のための法律、などを故意又は重過失による違反した場合に、登録を取消したり或いは登録企業が享受する奨励の恩恵を停止させたりすること。ただし、その取消しや停止命令を受けた登録企業はその命令を受けた日から15日以内に、マニラ市又はその登録企業の本社が所在する市もしくは州の第一審裁判所に提訴することができる。

- (リ) 委員会の技術職員やその他の職員を採用し、訓練し、解雇し、報酬を決定すること。ただし、技術職員や委員会が高度に技術的もしくは第一義的に機密に属するものであると認める職種に関するものを除いて、委員会のいっさいの職務は【公務員法規】の規定に拘束されるものとするが、【賃金及び職階分類庁】の規制は受けないものとする。
- (ス) 委員会の自発意志により、又はバイオニア分野に投資する能力があつて実際に投資するフィリピン国民の依頼により、委員会の費用が調査1件につき12万5,000ペソを越えないという条件のもとで、バイオニア分野に対する投資前の調査を準備し、或いはその実現可能性の調査の準備に対する契約をおこなうこと。ただし、その事業が実施された場合には、委員会により立替られた金額はその企業の正規の操業が開始された日から5年以内に払戻されなければならない。
- (セ) 会計年度終了後4ヶ月以内に、投資政策についての勧告を盛込んだ本法律運営上の自己の活動の年次報告書を大統領並びに議会に提出し、その写しを各議員に提出すること。
- (ソ) この法律の諸目的を達成する上ですべての必要な又は付帯するいっさいの権限を行使すること。

第17条 【会長の権限と義務】 会長は委員会の事務局長を兼務し、以下にかゝる権限と義務を持つものとする。

- (イ) 委員会の会合用の協議事項を作成し、それをこの法律の諸規定の遂行に、会長が必要かつ妥当と認める政策や手段の検討と承認を求めめるために委員会に提出すること。
- (ロ) 委員会の政策に従って委員会の事務を運営すること。
- (ハ) この法律の効果的な履行に必要な資料を収集すること。
- (ニ) フィリピンの外交使節を通して、見込みのある外国

- ・の投資家に興味を与える情報を提供すること。
- (外) 投資の優先分野又はバイオニア分野と認められた、又は認められる可能性のある分野に関する適切な情報を照合し、分析し、編さんすること。
- (イ) 登録企業や見込みのある投資家に対し彼等が政府の省庁、機関、施設、金融機関により迅速に書類の処理を受けられるよう助力すること。
- (ロ) 特定の投資分野に於て合併事業の調整を求める投資家相互間の連絡役をすること。
- (ハ) その他委員会が与える任務を遂行すること。

第18条 【投資の優先分野とバイオニア分野】投資委員会は、その設立後120日以内及びその後毎年1月末日までに、この法律の第3条4項に定めた投資優先計画を国家経済審議会を通じて大統領に提出しなければならない。

投資の優先分野とバイオニア分野並びにそれぞれの適量生産能力を決定するに際して委員会は、どの投資分野が大量に輸入されている商品に代って国内消費用の商品を経済的に作り出せるか、特に、どの投資分野が既に輸出用に生産されている農業、鉱業、木材製品の加工度を高め、それにより価値を高めるか、或いはどの投資が輸出市場にて競争力を発揮しうるだけの低価格の製品を作りうるか等、この法律に宣言された政策を最良に達成させる投資分野を決定しなければならない。企業が1使用する原材料全体のペソ価格の70パーセント以上の相当分がフィリピン産である原材料を使って完全に加工され製造された完成品の輸出に従事して、(2)その全生産量の50パーセント以上を輸出し、かつ、(3)フィリピン政府と輸入国との間の協定ないしは調整により生ずる特恵待遇を受けていない場合、その企業は投資優先分野とみなされ、投資優先計画の中に入れられる。

委員会は以下にかゝる判断基準のすべてを考慮に入れなければならない。

- (イ) 個々の製品、商品、サービスの現存の供給量と将来の需要量とのギャップ。このギャップが存在する場合は、追加導入される必要のある生産能力。
- (ロ) 原材料や中間商品の国内供給業者のために内外の新市場や、それらの製品の国内消費者用の新供給源を開拓するための、それら投資分野の潜在能力。
- (ハ) 経済的に実現実施可能な範囲内で計画され均整の取れた基盤にもとづいて産業の国内分散をする必要性を考慮した生産的雇用を開拓するための、それら投資分

野の潜在能力。

- (ニ) それらの分野において投資が現存生産設備を総合しうる範囲。
- (ホ) その投資分野により促進されると予想される輸入代替品または新輸出品。
- (ヘ) そのために通常必要とされる資本量。
- (ト) 付帯する恐れのある商業的その他の危険性のある性質。
- (フ) 必要となる国内資本、原材料及び労働力投入量の比率。
- (リ) 採算率。
- (ヌ) わが国経済に貢献する比率。
- (ル) 競争の維持。
- (ロ) その他委員会が採用する基準。

所定年度中に入手しうると委員会が推定する投資金額を考慮して、委員会はわが国の経済に対して最大の還元率を持つ事業計画に優先権を与えなければならない。委員会が十分調査し分析した結果、経済的、技術的、財政的に健全であると判断されない事業計画を投資優先計画に含めたり、投資優先分野であると認定したり、バイオニア分野に指定してはならない。投資優先分野と認定された分野に於て、委員会はこの法律の第3条4項の規定に合致する個々の製品や商品をバイオニア分野として指定することができる。

委員会から計画を受理った日から60日以内に、国家経済審議会はその計画を評価し、その計画の部分または全体についての勧告を添えて大統領に提出し、その承認を求めるものとする。国家経済審議会が上記60日以内にその計画に対する行為を取らなかった場合には、計画はその承認を受けるべく大統領に自動的に提出されるものとする。

大統領はその計画の承認と同時にその一部または全体を有効なものとして公布するか、又はその計画の一部または全部を撤回させるべく投資委員会に返却しなければならない。投資委員会に返却されなかった部分は有効なものとして公布されたものとする。

大統領は計画の一部または全部の実施化と同時に、その計画を当該政府機関が同時的かつ統合的に遂行できるように、必要ないっさいの指令事項を政府のすべての省、庁、局、機関等に発令するものとする。いかなる政府団体といえども、その計画に反し又は矛盾する政策を採用したり行為をおこなってはならない。

委員会は公告と公聴会をおこなった後に計画の一部または全部を修正し、投資分野の認定条件や適量生産能力の選定を変更し、又は優先性やバイオニア性の状態を終らせることができる。ただし、その場合、本条に定められた手続きは該当する範囲までは遵守されなければならない。いかなる場合にも、計画の変更が既に合法的に資格のある企業に与えられている権利をそこうことはできないものとし、当該企業はその権利をこの法律で認められた範囲内で引きつづき充分に享受するものとする。委員会は投資分野における申請を、大統領がその申請を優先分野もしくはバイオニア分野として許可する前に、かつ又、投資の優先分野またはバイオニア分野としてのその削除承認をした後に、受理してはならない。計画の一部または全部の承認またはその修正事項の承認と同時に、投資の優先及びバイオニア的分野並びにその相応適量生産能力を明記した計画又はその修正事項を、官報並びに少なくとも二つの全国紙に公告するものとし、それらの投資分野は、修正またはその削除が発表される迄は、もしくは委員会が適量生産能力を満たす企業の登録を承認する迄は、自由に申請がなされるものとする。

第19条 【申請者の資格】登録の資格を得るためには申請者は委員会に対して次にかかげる規定を充足させなければならない。

- (4) 申請者はこの法律の第3条イ項にて登録企業に対して定めた資格を有すること。または、フィリピン国民による規定所有率を有さない場合は、次に述べる条件が充足されなければならない。即ち、
 - (1) 申請者は本法第3条ロ項により別の形で資格を有すること。
 - (2) 申請者は本法第3条イ項に定めたバイオニア事業に従事することを申し出ており、その必要資本金、プロセス、技術的熟練性、付帯する関連事業上の危険性等の性質や程度から考慮して、それは委員会の見解としては、その利用可能適量生産能力はフィリピン国民によっては容易かつ充分には満たされないような性質のものであること。
 - (3) 申請者は本法第3条ハ項に定めたフィリピン国民たる資格を次の方法によって達成する義務を負うこと。即ち、(1)登録の日から10年以内にフィリピンの株式取引所に上場されている株式を所有し、かつ、(2)その登録の日から11年目の初めまでにその株式を実際にフィ

リピン国民に売却すること。いかなる場合にも、フィリピン国民がその企業の社外株主であって、議決権を有する株主の少くとも60パーセントを所有することができるように、その登録の日から20年の期間内に相応数の株式が処分されなければならない。ただし、登録企業により、(1)その登録企業がフィリピン国民に対して本条にて定められた所要数の株式を売却すべく誠意をもつて提供したにもかかわらずフィリピン国民がそれを買わなかったこと、及び(2)その登録企業がフィリピン国民から株式の購入の申込みをせず実際にも購入していないこと、(3)又は委員会が期間延長を正当化するに充分と考える他の原因が存在することが、証明された場合には、委員会が国家的利害の見地から課す条件に従って、委員会は上記期間に更に20年間を感えない期間を追加して延長することができる。

- (4) 申請者が従事すべく申請しているバイオニア分野は、フィリピンの憲法やその他の法律によってフィリピン市民やフィリピン市民の所有経営する会社に対して留保されている諸活動の範囲内にはない分野であること。
- (ロ) 申請企業は、委員会が定める妥当な期限内に、優先事業又はバイオニア事業を、もしくは非フィリピン企業の場合はバイオニア事業のみを、開始し操業することを申込んでいること。
- (ハ) 申請企業は、健全にして効率的な基盤に立って操業する能力を持ち、特に優先分野又はバイオニア分野の、総合的な国家経済の発展に寄与する能力を持つこと。
- (ニ) 申請企業が本条ロ項に述べた事業の他に、優先的又はバイオニア事業以外の業務や活動に従事している場合または従事すべく申請している場合には、委員会がこの法律の適正な履行を容易にするために要求したときは、その企業は、その企業が請負う各優先事業又はバイオニア事業の投資額、収入、経費、損益等を、その企業全体の総投資額、総収入、総経費、総損益額等から区別する経理方式をすでに採用しているか又は採用すること、又は各優先事業ないしバイオニア事業ごとに別会社を設立すること。

本条イ)及びロ)項にもかかわらず、いかなる優先的・非バイオニア的分野であってもその適量生産能力がその優先的・非バイオニア的分野としての認定がなされた日から3年以内に満たされない場合には、委員会はバイオニア分野について上述した規定に従い、フィリピン人による所要の所有管理率を持っていない企業であっても他の面

で資格のある企業をその分野に登録することを許可しなければならない。

第20条〔申請〕申請は登録台帳に記載され、提出順に処理されるものとする。このため、登録台帳上の日付及び申請書に押したスタンプの日付を以て提出日とする。当該適量生産能力が満たされた場合には、委員会は投資の優先分野やバイオニア分野における企業の登録を停止しなければならないが、適量生産能力の範囲内で登録された企業は優先企業又はバイオニア企業の資格を享受するものとする。資格のある数企業が委員会に登録の申請をし、その数企業が申請している生産能力の合計がそれらの企業が従事すべく申請している投資の優先分野またはバイオニア分野の許容適量生産能力を超過する場合には、委員会はその適量生産能力内に収めうるものであってこの法律の目的を達成する上で最適の企業のみを承認し登録しなければならない。委員会は以下にかかげる基準に従って選択するものとする。

- (イ) 企業をフィリピン国民が所有し経営する場合。
- (ロ) 企業の統合形態、及び企業の投資の優先分野又はそれに密接に関連した分野での経験年数。
- (ハ) 企業のプロセスに含まれる原価要因と規模による経済性。
- (ニ) 企業が経営により取得し、使用し、又は蓄えた外貨の量。
- (ホ) 企業が国産の労働力、材料、その他の資源を使用する程度。
- (ヘ) 企業の財産物件の価格、及びその所有権の分散度。
- (ト) 企業が産業内で競争の維持を保護しなければならない場合。
- (チ) 企業に公衆が参与する場合。

同一または本質的に同一の製品や商品を生産することを意志表示して2社またはそれ以上が登録の申請をし、共に必要とするフィリピン人による所有経営比率を持っている企業の選択に際しては、委員会はこれらが技術的に関連した設備とは切離しておこなわれている事業では低価格や規模の経済の利益をより多く受けている場合には、既存の設備を拡張させ、増大させ、又は統合させる事業に優先性を与えなければならない。他の事項が同一である場合には、委員会はフィリピン国民の所有経営比率が大きい企業を優先しなければならない。

本条の規定は、非登録企業が現行の憲法やその他の法

令の規定内において、この法律により与えられる奨励の恩典を受けることなく、投資の優先分野と認められた経済的活動や努力の分野に自由に従事することを排除するものであると解釈されてはならない。ただし、優先分野であると認定された日から3年の期間に適量生産能力が満たされなかった場合には、その期間の経過後になってからフィリピン国民が従事している投資の優先分野に非フィリピン人が奨励の恩典なしで従事することができるが、その非フィリピン人が奨励の恩典なしで輸出を第一義とした完成品の製造に従事する分野はこの限りではない。輸出を第一義とした製造に従事しているとみなされるためには、非フィリピン人が輸出しなければならない生産量の比率を委員会が定めなければならない。その場合の比率は総生産量の70パーセント以下であってはならない。

本条に従ってなされた委員会の命令や決定を受けた日から30日以内にその命令や決定を国家経済審議会に提訴することができる。国家経済審議会が上述90日以内に判決しなかった場合には、委員会の決定が支持されなければならない。委員会およびこの法律に従って登録を申請した企業は国家経済審議会の決定を、その公布の日から30日以内に大統領に提訴することができる。

第21条〔登録証書〕この法律にもとづいて登録をした企業は、投資委員会の捺印及び会長またはこの目的の為に権限を与えて任命する投資委員会の他の職員または被用者の署名を付した登録証書の発行を受ける。この証書は委員会が定める様式によるものとし、次の事項を他の事項と共に記さなければならない。

- (イ) 登録企業の名称
- (ロ) 登録企業が従事することを申し出ている投資の優先分野。
- (ハ) 登録企業がおこなっている又はおこなう申し出をしている活動の優先またはバイオニアの別、及びその企業の登録条件。
- (ニ) その他登録企業が登録に伴い遵守しなければならない諸条件。

第22条〔一般規定事項〕他の法律に相反する規定ある場合を問わず、

- (イ)〔取締役数〕登録企業は15名を越えない任意の数の取締役数を定めることができる。

(ロ) 【株式の種類】譲渡性を目的として、登録企業は二種類の議決権付き株式を発行しなければならない。一つは、フィリピン国民のみに譲渡できる株式で、その数は常に議決権付き株式数の60パーセント以下であってはならない。他の一つはフィリピン国民にも外国人にも譲渡できる株式で、その数は常に議決権付き株式数の40パーセントを越えてはならない。各株券にはその種類を書面に明示しなければならない。

(ハ) 【販売提携会社】非フィリピン人が株式を所有している登録企業の株主であるフィリピン国民は、投資の優先分野にてその登録企業の製品を専門に取扱い、流通させる販売会社を設立することができる。ただし、(1)フィリピン市民がその販売会社を全面的に所有し、その全受益所有権と経営権を持っていて、(2)その販売会社の株式はその会社に投資したいと欲するフィリピン市民が取得できるものであり、(3)フィリピン国民がその登録企業の議決権付き株式の少くとも21パーセントを所有しており、かつ、(4)委員会がその販売会社の創設を経済性と実用性の理由を以て許可することを条件とする。

第23条 【その他の奨励法】(イ)この法律にもとづいて投資の優先分野やバイオニア産業の公布と指定をおこなった後においては、比国法第3,127号法(改正)により創立された産業委員会は、(1)この法律の発効日に先立って上記法律にもとづき税免除を受けている者、会社、法人等から、(2)この法律の承認の時点で、提出後未決状態にある申請をしている者、会社、法人等から、(3)上記(1)と(2)の当然の履行事項または当然の結果である申請をしている者、会社、法人等から、及び(4)上記比国法第3,127号法の恩典を受ける資格を持つがこの法律にもとづき投資の優先分野内にはない産業に従事している者、会社、法人等からの申請を除いては、上記比国法に定められた免税のための申請を受付けてはならない。

(ロ) 他の法律により恩典を受ける資格を持ちこの法律により登録企業と認められた企業は、その登録内容の範囲内において、上記他の法律によっては与えられていないがこの法律によっては与えられている恩典、及び後者によっては与えられていないが前者によって与えられている恩典を受ける資格を有する。

第24条 【罰則条項】(イ)この法律の条項または登録条件に

違反した場合には裁判所の判決により5万ペソ以下の罰金または3年以下の禁固、もしくはその両方に処せられる。違反者がフィリピン市民でない場合には、その者はこゝに述べた罰金に加え、宣告された服役をした後に、国外追放委員会のそれ以上の手続きを受けることなく国外に追放される。

(ロ) この法律による奨励の恩典を受けることに関する委員会への手続きにおいて、政府やその下部機構や機関の官吏や従業員が、その手続きをする者のために顧問となったり代理人となったり、又はいかなる形であれ直接又は間接に介入したり仲介したりしてはならない。本項に違反した場合は本条(イ)項に定めたと同じ罰則が課せられるものとする。万一、その罪を犯した者が任命職の官吏又は従業員である場合には、その者は上記の処罰の他に復職または他の公的職務の就職に不利となるような形で解職される。又、万一、委員会の委員により違反行為がなされたときは、その委員に対しては本条に定められた刑罰の2倍の刑罰が課せられる。

第25条 【適用および解釈】この法律の諸条項の解釈と適用に当たっては、以下の規則を守らなければならない。

(イ) この法律が可決された時点で委員会により投資の優先分野と認められた分野に従事している「フィリピン国民」という定義を満たしている企業は、その企業の現行の能力の登録、並びにその分野でのまだ十分に満たされていない適量生産能力の範囲内での新にな又は追加の機械や設備を必要とする拡張や増設を受ける資格を有し、同じく、その現存の企業に対する投資家も、その投資家のその企業に対する現行の投資及び新にな又は追加的投資の範囲までの恩典と奨励を受ける資格を有する。ただし、その現存の企業及び現在の企業への投資家に適用されうる限り、この法律の恩典の予想される効果は登録の日からのみ与えられるものとする。

(ロ) 【多分野企業の恩典】登録企業が投資の優先分野またはバイオニア分野と認められていない活動や目標に従事している場合には、この法律により登録企業やその企業への投資家にもたらされる恩典や奨励策は、その登録企業の活動のうちの投資の優先分野もしくはバイオニア分野に相当する部分にのみ限定される。

(ハ) 【疑義の解決】この法律によって恩典や奨励策を与えられた企業や投資家に関するいっさいの疑問点は、

投資家や登録企業の利益となるように解決されなければならない。

第26条 【規定分離条項】この法律の諸条項はこゝに分離可能であることを言明する。その規定中に違憲の条項が万一あった場合でも、他の条項の有効性はそこなわれないものとする。

第27条 【政府支出金】この法律の諸目的を遂行するために、他に充当されていない国庫資金の中から、1967-1968財政年度において200万ペソの予算を充当する。それ以後の投資委員会に対する予算は各年の一般予算支出法に含まれるものとする。

第28条 【廃止条項】この法律に相反するいっさいの法律、法律の部分的箇所、施行命令や規定事項はこゝに然るべく廃止もしくは修正されるものとする。

第29条 【効力】この法律は承認されると同時に発効する。

1967年9月16日承認。

2. 外国人事業活動制限法

(The Law Controlling Foreign Business Activities)

[共和国令第5455号]

フィリピンにおいて、外国人または外国人が全部または一部を所有する営業団体が行なう投資および営業活動は、自立を基礎とする国民経済の健全でかつ均衡の保たれた発展およびその他の目的に貢献すべきことを1973年1月6日付大統領令92号による修正のとおり定めるを命ずる。

第1条 本条令の定義および目的

- (1) 本条令中における“投資 (investment)”とは、フィリピンの法律に従って設立、組織されたまたは現存するいずれの企業たるを問わず、これに対する資本参加を意味する。また“営業活動 (doing business)”とは、注文の取付け、買付け、役務契約、“連絡 (liaison)” 事務所または支店の開設、フィリピンに居住または一暦年中一回以上に亘り計180日を超える期間フィリピンに滞在する代表者またはディストリビューターの任命、フィリピンの国内法人、株式の運営、監督または管理への参加、継続的な商業取引または取り決めを呑み、さらにその範囲内での活動ないし作業の遂行、営業組織の商業利得または目的ないし対象に通常付随し、発展的に実施される若干の業務に関する一切の活動が包含される。
- (2) 本条令は、一般銀行業法およびその他の法律により規制される銀行業に対しては適用されない。

第2条 投資の認可

- (1) 投資奨励法第3条の定めによるフィリピン国民以外の者で、法律により別に無資格者とされていない限り何人も事前承認なしにつきの投資をすることができる。
 - (a) 投資奨励法に従って登録された企業。但し非フィリピン国民の当該投資総額が前記法律による登録企業としての地位を冒してはならない。
 - (b) 投資奨励法の下に登録されていない企業。但し非フィリピン国民の投資総額は企業の計画資本の

30%を超えてはならない。現行の法律が、企業における非フィリピン国民の持分を禁止し、または非フィリピン国民の持分を30%以下に制限する場合はこの限りではない。

- (2) 非フィリピン国民により投資が行われる企業は、当該投資の通告の受理後30日以内に、これを投資局に登録のため登録しなければならない。投資が実際にフィリピンへ振替移送された外貨または他の資産をもってなされた場合は、中央銀行にもこれを登録する。投資局は外貨以外のかかる資産の価格を評価査定するものとする。

第3条 許可し得べき投資

非フィリピン国民の投資が、投資奨励法による登録がなされていない企業に対し行われ、非フィリピン国民の当該計画資本への参加総額が30%を超えるとする場合、企業は投資委員会から事前承認を受けなければならない。この承認は、提出された投資が下記に該当しない限り与えられる。

- (a) 企業におけるフィリピン国民の所要持分の割合を規定する現行憲法上の諸規定および法律に抵触する。
- (b) 取引を抑制する独占または企業結合を促進する危険がある。
- (c) フィリピン国民により充分に開発されつつある地域で営業する企業に対する投資。
- (d) 投資が計画されている時点で、すでに実施中である投資優先順位計画と抵触するかまたは両立しない場合。
- (e) 自立を基礎とし、健全で均衡のとれた国民経済の発展に貢献しない。

投資が、外貨または他の資産の形で現実にフィリピンに移された場合は、中央銀行にこれを登録しなければならない。投資委員会は外貨以外のこれら資産の価格を評価査定するものとする。

第4条 営業の許可

如何なる外国人、企業、団体、法人またはその他の形態の営業組織も、フィリピンの法律によらず他の国の法律にもとづき設立、組織され、許可されたまたは存立しているかまたはフィリピン国籍を持たないかまたは計画資本の三分の一以上が外国人の持分であるかまたはその支配下にある場合は、あらかじめ投資委員

会から下配姫旨の書面による証明を取得しない限り、フィリピンにおいて営業または如何なる経済活動にも従事してはならないし、また証券および為替委員会または政府の他のいかなる部局、機関によっても、フィリピンにおいて営業または何ら経済活動に従事することを登録され、免許または許可されてはならない。

- (1) 上記のような外国人、企業、団体、またはその他の形態の営業組織の運営または活動が投資優先計画と抵触しないこと。
- (2) 上記のような営業または経済活動が自立を基礎とする健全で均衡のとれた国民経済の発展に資すること。
- (3) 申請人による上記の営業または経済活動が、フィリピンの憲法または諸法律と抵触しないこと。
- (4) 営業または経済活動の範囲がフィリピン国民により十分に開発されていないこと。および
- (5) 申請人の上記登録が、商業を抑制する独占または結合を促す危険を呈するものでないこと。

上記の証明書を供与する際、投資委員会は外国人またはフィリピンの法律によらずして組織され、現存する企業、団体または他の営業組織に対し、つぎの条件を課するものとする。

- (1) 法定年令をみたし、良識、信用があり、資産的地位も厚実なフィリピン国民1名を、常駐代理人として任命する。この代理人は申請人のために、裁判所への召喚およびその他の法的手続きに応ずる権限を与えられねばならない。
- (2) フィリピンに事務所を設立し、証券・為替委員会に対し書面をもって申請人の正確な住所およびすべての移転計画または新事務所の開設を、少なくとも実施15日以前に通告する。なお実施の後10日以内に同様通告する。
- (3) 事務所の資本形成のため、申請者と取引しする者を保護するために必要と投資委員会が見なすべき種類および価値の資産をフィリピンに持ち込む。また申請人がフィリピンにおいて営業する期間を通じ、資本を減損することなく維持する。
- (4) フィリピン市民またはフィリピンの法律に基づき組織され、現存する法人などの営業組織が、国内または個々の州の市民または居住する申請人を通して営業を事前承認されているとの証明を提出する。但し申請人の居住する州または国がフィリピン国民に

対し、本条令に定める以外の他の条件、要求、制限等を課しまたは規定する場合、投資委員会は自立を基礎とする健全で均衡が保たれた国民経済の発展を促進すると判断する時は、上述にいう他の条件、要求、制限を課するものとする。

- (5) 投資委員会による採択後または所定の証明書の交付後20日以内に証券・為替委員会に対し、申請人の設立認可および定款ならびに修正がなされた場合には、その全部について証明を付した写しを、それらの公用語への翻訳と共に提出する。また全ての資産、債務、および営業活動の純価額、実績を個別別に表示する申請人の財務報告書の写しを証明書に付して提出する。
- (6) 常駐代表は会計記録の完全な一そろいを保持する。この記録はフィリピンにおけるすべての取引を正確に反映するものでなければならない。また証券・為替委員会、内国歳入局、投資委員会が前記記録を検査することを承認するものとする。検査が法人について行われる場合には、法人に関する法律第54条にいう係官がこれに当る。
- (7) 免許事業の破産、解散または廃止によりフィリピン国内の資産を分配する場合、非居住者たる債権者および所有者または株主に対比して居住者たる債権者に優先権を与える。
- (8) フィリピン国内での営業を停止せんとする申請人の意図は、証券および為替委員会に対し少くとも6カ月以前に書面をもって予告する。また居住者債権者および申請人との他の取引を保護するため、上記について証券および為替委員会が公告する。
- (9) フィリピン国内で申請人の製品を組立て、製作し、これを販売することをフィリピン居住者に許可する特別免許、認可または協定を申請人がフィリピン居住者と共に保有する際は、これらが侵害されるかまたは他に正当な理由があり、かつ投資および上記製品の市場開拓のため被免許者が負担した他の支出の補償および償還を受ける場合を除き、これらが終結されることはない。但し補償または償還の額について合意に達しない場合は、被免許者の居住地または主たる所在地の裁判所が決定し、裁判所は申請人に対し、十分と裁判所が判断する額に相当する有価証券の提出を命ずるもの

とする。

上述の諸条件は、外国法人認可に関する修正された法人に関する法律の定める条件に加えられる。これらの条件または投資委員会が命ずる条件および規定に対する違反は、その如何を問わず、本条令に従って発給された免許または許可の取消しの十分な理由となる。外国人または外国商社、フィリピンの法律に基づかずして組織されまたは現存する組合、法人またはその他の形体の営業組織であつて、本条令の発効以前にフィリピンにおける営業を法律上有効に免許されたものは現に従事している活動については、本条の規定に従わず、投資委員会の定める報告条件の対象とする。また上述の免許の発給が変則であるか法律に背及している場合、このために不利を蒙つたものは、上述外国人または外国の営業組織の居住地またはその主たる事務所の所在地における第一審裁判所の通告および審理を経ずしては、一切命令を発してはならない。また控訴および他の再審手続きは、直接最高裁判所へ提起されるものとする（1973年1月3日付大統領令により修正）。

第5条 合併および合同

本条令の各条項は、合併、合同、シンジケートまたは商社、組合、連合もしくは他の形体の営業組織の統合であつて、フィリピン国籍を持たない個人の持分および管理が前記各組織の資本の30%以上に及ぶものに対し適用されるものとする。

第7条 通告の公示および掲示

投資委員長官は、本条に基づく如何なる申請についても、その受け付け後直ちに連続する3週間に週1回、申請人の費用負担において、官報および申請人が主たる事務所を有する州または都市における一般流通新聞にこれを公示しなければならない。また上述申請の写しを、人目につく場所、投資委員会事務所またはその所在する建物内に掲示しなければならない。これらの写しには、申請人の氏名、現在の業務、営業または投資の事業計画ならびに投資委員会の命ずる資料および通報を列示するものとする。本条に定められた通告の公示および掲示を欠く如何なる承諾または認可も効力を持たない。

第8条 司法救済

本条に基づく投資委員会の決定により、または申請の最終公示期日から60日以内に、投資委員会が申請に対する措置をとらなかつたために、これにより不利を蒙つた申請人または如何なる者も、マニラ第一審裁判所に対し司法上の救済を求めることができる。

第9条 規則および規定

投資委員会は本条令の目的および諸条項の施行に必要な規則および規定を公布するものとする。この規則および規定は、官報およびフィリピンの一般新聞2紙に公示されてから30日後に発効する。

第9条一A 定期報告

投資委員会は、定期的に外国人または外国商社、30%を超過する外国投資を持つ内国企業および本条令第4条にもとづき営業を免許された新規組織の帳簿を検査するかまたは正規の報告書の提出を求めて、本条令の諸条項に適合しているかどうかを確認しなければならない。

上述に関連し、投資委員会が30%以下の外国投資を持つ国内面社から同様の報告書の提出を命ずることができる。

投資委員会はまた前述報告書の摘要を毎年遅くも1月15日までに議会に提出しなければならない。この目的のため、投資委員会は外国企業または外国資本のある内国商社に免許を与えおよび（または）これを規制する他の政府機関に対し、かかる外国投資に関する報告を提供するよう要求することができる（1973年1月6日付大統領令による修正）。

第10条 罰則条項

本条令またはフィリピン国内における営業免許要件の如何なる違反も、10,000ペソ以上、25,000ペソ以下の罰金および5年以上、10年以下の禁錮に処せられる。違反を犯した者が、法人または組合である場合は、処罰は本件違反に対し責任のある会長、社長、1名または多数の取締役、支配人、副支配人、または他の関係職員に対し科せられ、宣告の服役を終えた後、国外追放局による何らの手続きを要せずして追放処分付けせられる。本条令違反において、何人たるを問わずこれを補助し、教唆しまたは共謀する政府官吏また

は職員は、正犯として科せられるべき刑罰に加えて、一切の公職にとどまる資格を終身剥奪されるものとする。

第11条 分離条項

本条令のいずれかの部分または条項が、何らかの理由により憲法に反すると宣告される場合、かかる宣告は本条令の他の部分または条項と何ら抵触するものではない。

第12条 廃棄条項

本条令に反する一切の法律またはその部分は、本条令により廃棄またはこれに従って変更される。

第13条 支出金

本条令の実施のために、他の支出にあてられていない国庫の何れかの基金から100万ペソまたは必要となるべきペソ額の支出が承認される。

第14条 効力の発生

本条令は出版をまつて発効する。

協 賛

上院 1968年8月15日

下院 1968年8月22日

